

令和 2 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 2 日 開会
令和 2 年 3 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 2 年第 1 回美浜町議会定例会会議録目次

3 月 2 日（月曜日）第 1 号

議事日程	1
会議に付した事件	2
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
令和 2 年度の施政方針について	4
同意第 1 号から議案第 30 号まで 27 件一括提案説明	7
散 会	17

3 月 5 日（木曜日）第 2 号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	20
町政に対する一般質問の中止について	21
散 会	21

3 月 10 日（火曜日）第 3 号

議事日程	23
会議に付した事件	24
会議に出欠席した議員	24
説明のため出席した者の職、氏名	24
職務のため出席した者の職、氏名	24
開議の宣告	25
同意第 1 号（質疑・討論・採決）	26
議案第 5 号（質疑・委員会付託）	26
議案第 6 号（質疑・委員会付託）	27
議案第 7 号（質疑・委員会付託）	27
議案第 8 号（質疑・委員会付託）	28
議案第 9 号（質疑・委員会付託）	29

議案第10号（質疑・委員会付託）	29
議案第11号（質疑・委員会付託）	29
議案第12号（質疑・委員会付託）	30
議案第13号（質疑・委員会付託）	30
議案第14号（質疑・委員会付託）	31
議案第15号（質疑・委員会付託）	31
議案第16号（質疑・委員会付託）	31
議案第17号（質疑・委員会付託）	32
議案第18号（質疑・委員会付託）	32
議案第19号（質疑・委員会付託）	34
議案第20号（質疑・委員会付託）	34
議案第21号（質疑・委員会付託）	35
議案第22号（質疑・委員会付託）	37
議案第23号（質疑・委員会付託）	38
議案第24号（質疑・委員会付託）	38
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	52
議案第25号から議案第30号まで6件一括（質疑・委員会付託）	56
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	58
発議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）	62
散会	64

3月17日（火曜日）第4号

議事日程	65
会議に付した事件	66
会議に出欠席した議員	66
説明のため出席した者の職、氏名	66
職務のため出席した者の職、氏名	67
開議の宣告	67
議案第5号から議案第12号まで8件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	67
議案第13号から議案第19号まで7件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	71
議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決）	76
議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）	79
議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）	80
議案第25号から議案第27号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	81
議案第28号から議案第30号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	84
議案第31号（提案説明・質疑・討論・採決）	86
発議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）	87

会期延長の期日の件	90
延 会	90

3月19日（木曜日）第5号

議事日程	91
会議に付した事件	91
会議に出欠席した議員	91
説明のため出席した者の職、氏名	91
職務のため出席した者の職、氏名	91
開議の宣告	92
同意第2号から同意第3号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	93
議案第24号（委員長報告・質疑・討論・採決）	96
議会閉会中の継続調査事件について	103
閉 会	104

令和2年3月2日（月曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和 2 年 3 月 2 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和 2 年度の施政方針について

日程第 4 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 5 号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 9 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例について

議案第 15 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 16 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 20 号 町道路線の変更について

議案第 21 号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 22 号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 23 号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 24 号 令和 2 年度美浜町一般会計予算

議案第 25 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 26 号 令和 2 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 27 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崎暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開会〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

令和2年第1回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

皆様も御存じのように、新型コロナウイルスによって大変な状況になっております。政府の発表の後、各自自治体も大変皆さんの戸惑いが隠せないようであります。ただ、この状況を行政、それから我々議員も、町民の安心・安全なまちのためにも、どうか皆様も一致団結して乗り越えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもってお礼を申し上げます。

暦も3月を迎え、日差しに春の気配を感じる日々となりましたが、世界中が新型コロナウイルスの発生により大変な問題となり、我が国も急遽、小中学校の休校への対応が打ち出されました。本町といたしましても、先週よりその対策を進めさせていただいておるところでございます。一日も早い鎮静化をすることを願うものでございます。

さて、今定例会には、新年度当初予算をはじめ、住民の皆様暮らしに直結する多くの議案を提出いたしております。議員の皆様方には、慎重御審議をお願いするとともに、美浜町が住みよいまちであり続けられるよう、御意見、御提言くださるようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

美浜町議会では、一連の新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う感染予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、「会議中の発言時においては、発言が不明確にならないために、できる限りマスクを外しての発言をお願いします。」と御連絡しましたが、感染症予防対策のため、マスク着用のままといたしますので、訂正させていただきます。

次に、監査委員より、令和元年11月分、12月分及び令和2年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席

の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可します。町長、報告してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

諸般の報告を1件、申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症についてでございますが、連日、新聞等において様々な報道がされておりますが、本町においても、去る2月25日に対策本部を設置し、本部会議では、会議等の対応方法について取決めをしております。

小中学校におきましては、国からの要請を受け、3月2日から春休みまでの臨時休校といたしました。

なお、明日開催を予定しております中学校の卒業式につきましては、既に御案内のとおり、感染症対策としまして、時間短縮を図るべく、告辞及び祝辞等を文書配布とするとともに、卒業生及び保護者のみで、来賓、在校生なしで行うことといたしました。

感染の終息が見えない状況ではありますが、適切な対応に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、13番 野田増男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間と決定しました。

日程第3 令和2年度の施政方針について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、令和2年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和2年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、町政運営に対する所信と予算の大綱を申し上げます。

令和元年より、12年ぶりに再び町長としての任をいただき、誇れるふるさと美浜町にしたい一念と重い責任を心に抱き、今日を迎えました。

この十数年間で、社会は予想もできない大きな変化の時代を迎えております。それは、少子高齢化と高度電子機器の進歩による大きな社会の変化であると思います。役場の事務体制をはじめ、学校の教育現場も急激な時代の変化に対応していかななくてはなりません。これらの変化に対応するためには、国も地方も膨大な予算が必要となっております。しかし、このような時代となっても、変えてはならないもの、守らなくてはならないものがあると私は思っております。

その一つは、愛知万博のスローガンであった「自然との共生」であると思います。そして、もう一つは人間の心です。自然との共生なくして人類はありません。また、正しい心の教育なくして人類の幸福はありません。「自然なくして人はなし、心なくして幸せはなし」の理念は、いつの時代になっても守らなくてはならないものと思っております。私はこの理念を基に、本町の特性を生かしたまちづくりの実現に全身全霊を尽くしてまいり覚悟でおります。

まず、大きな問題でありました奥田駅前運動公園事業につきましては、住民説明会で説明させていただきましたように、既に国・県より御負担いただいている補助金の返還をしなくてはならず、現状の町財政で対応すれば、町民の皆様への多大な御負担を求めなくてはならないこととなるため、事業を進めさせていただくことに決断をさせていただきました。このことにつきましては、町民の皆様にご心からお詫びを申し上げますとともに、今後の進め方として、町の活性化が達成できるように、十分審議を尽くし進めさせていただきたいと思っております。特に、厳しい目的達成のためには、日本福祉大学はじめ町内各種団体、組織の皆様はじめ、多くの御意見と御協力をいただきながら進めてまいります。

なお、関連して進めなくてはならない山王川の河川改修と知多西部線につきましても、愛知県への早期事業化を要望しているところでございます。同時進行の総合公園の拡張事業につきましても、一部修正を検討しながら整備を進めてまいりたいと思っております。

今後のまちづくりにつきましては、美浜町の特性を生かした、自然と産業を生かしたまちづくりとして、農業、漁業、観光、商業、企業の導入等、産業の活性化を進めます。

また、高齢化社会に対応するために、農業分野と福祉分野の場となる農福連携を進め、老人の生きがいと健康長寿日本一のまちを目指したいと思っております。

次に、少子化と教育の対応は、先延ばしはできません。一日も早く小中学校、保育体制の再編計画を進めてまいります。

議会並びに町民の皆様のご御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、令和2年度予算の大綱でございますが、全ての会計を合わせた予算総額は130億3,680万5,000円で、前年度対比0.6%、額にして7,246万3,000円の増額となっております。

一般会計につきましては、経済動向及び国・県の予算、地方財政計画などを基に慎重に検討し、健全財政の確保と住民福祉の向上に配慮し、75億4,000万円を計上しました。前年比マイナス1.6%、額にして1億1,900万円

の減となっております。

次に、特別会計では、国民健康保険事業が、国民健康保険加入者の減による国民健康保険事業費納付金の減に伴い、前年比マイナス0.9%、額にして2,049万3,000円減の23億1,293万円を、後期高齢者医療は、後期高齢者医療加入者の増による後期高齢者医療広域連合納付金の増に伴い、前年比11.1%、額にして3,350万8,000円増の3億3,622万9,000円を、介護保険事業は、独自の通所型サービスによる地域支援事業費の減に伴い、前年比マイナス0.8%、額にして1,520万2,000円減の18億3,445万5,000円をそれぞれ計上しました。

土地取得事業では、土地開発基金を一般会計に繰り入れるため、1億8,999万2,000円増の2億2,605万6,000円を計上いたしました。

農業集落家庭排水処理施設事業では、施設整備費の減少に伴い、前年比マイナス5.0%、額にして159万2,000円減の3,006万1,000円を、水道事業会計では、安心・安全な供給体制の維持管理に要する経費として、収益的支出は前年並みで、額にして83万6,000円増の4億9,323万1,000円を、資本的支出は前年比1.7%、額にして441万4,000円増の2億6,384万3,000円をそれぞれ計上しました。

一般会計の歳入につきましては、町税は経済の動向や固定資産評価を見込み、ほぼ横ばいを、地方交付税は国の地方財政計画に基づき前年度の実績を考慮し、また、国・県支出金、町債等特定財源の確保に努め、計上しました。

次に、歳出であります。各種事業につきましては、款別に主な事業を説明いたします。

1款議会費では、議会運営に要する経費を、2款総務費では、総務管理、企画事業として総合計画の見直し及び国際交流に係る経費など、また徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費をそれぞれ計上しました。そのうち、国際交流事業では、東京2020オリンピック・パラリンピック・ホストタウン事業の経費及び国際交流員受入れの経費を計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉事業委託、敬老事業、障害福祉サービス事業、障害者・子ども母子家庭医療事業のほか、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険など、各特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上しました。そのうち、放課後児童クラブの民間委託をするための経費及び新たに病後児保育運営事業、子育て世代包括支援センター事業を実施する経費を計上しました。

4款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合・知多南部広域環境組合に係る経費を計上しました。具体的には、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費をはじめ、環境対策費として合併処理浄化槽設置整備事業において、国・県の方針に合わせて個人設置型転換事業について補助事業を継続してまいります。また、清掃費として、家庭ごみ減量化に関する経費を引き続き計上しております。なお、知多厚生病院へ地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金についても、引き続き計上しております。

5款労働費では、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を、6款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費をそれぞれ計上しました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、農業・畜産業及び水産業の各団体への補助、美浜の里推進事業、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。水産事業におきましては、ノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業及び地域ブランド商品の調査研究開発等に取り組む事業への補助金に係る経費を引き続き計上しております。

7款商工費では、商工振興・観光及び消費者行政に要する経費を計上いたしました。

8款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上しました。また、都市計画マスタープランの改定に伴う経費をはじめ、空家等対策計画

に基づき、特定空家の除却及び新築住宅への建て替えに要する補助金を引き続き計上しております。さらに、都市公園整備事業として、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業に要する経費を引き続き計上しております。

9款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上しました。また、災害対策費として、防災行政無線及び備蓄用品等に要する経費も引き続き計上しております。

10款教育費では、小中学校をはじめ公民館、図書館、町民グラウンド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、文化財保護事業に要する経費を計上しました。そのうち、図書館運営事業におきましては、民間事業者に管理を委託する経費を、また、全小学校の全学年で英語教育を実施するため、外国語活動指導員に要する経費を拡充し計上するとともに、小中学校再編のための基本構想の策定に要する経費を新たに計上しております。

11款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆様が生涯安心して暮らせる「活力ある町」、「魅力ある町」を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよいまちであり続けられるように、「美しい町・やさしい心・ふるさと美浜」を目指して、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和2年度施政方針及び予算の大綱といたします。御清聴、ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、令和2年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで27件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第4、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで、以上27件を一括議題とします。

以上27件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして、27件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております奥村賢一氏が、3月31日をもって任期満了となります。別添資料1のとおり、引き続き住民の代表として奥村賢一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同条第6項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法及び

地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてでございますが、被表彰者の規定を見直すため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団組織見直しに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県県税条例における自動車税種別割の減免規定の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、民法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定居宅介護支援事業者に対して、暴力団の排除を明確にするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定介護予防支援等の事業者に対して、暴力団の排除を明確にするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、共生型地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者に対して、暴力団の排除を明確にするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、指定地域密着型介護予防サービス事業者に対して、暴力団の排除を明確にするため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について手数料を徴収するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関し必要となる事例が判明したため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 町道路線の変更についてでございますが、道路法第10条第2項の規定に基づき、路線の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ855万9,000円を追加し、補正後の予算総額を82億2,309万2,000円とするものでございます。第2条では、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、第3条では、地方債の補正でございます。

次に、議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、補正後の予算総額を19億5,018万円とするものでございます。

次に、議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3,580万円を減額し、補正後の予算総額を26万4,000円とするものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を75億4,000万円とするものでございます。第2条では、自然災害防止事業債はじめ4事業債において、計4億4,630万円の起債を予定するものでございます。第3条では、一時借入金において、借入限度額を3億円と定めるものでございます。第4条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を23億1,293万円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第26号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を3億3,622万9,000円とするものでございます。

次に、議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を18億3,445万5,000円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を2億2,605万6,000円とするものでございます。

次に、議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を3,006万1,000円とするものでございます。

次に、議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を5億631万6,000円、支出を4億9,323万1,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出は、収入を1億2,968万円、支出を2億6,384万3,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第5号から議案第23号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

それでは、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、行政区の区長について、特別職非常勤職員から任意団体の長へと変更するため、附属機関の委員選任基準を見直し、併せて用語の統一を図り、字句の整理をするとともに、従

来どおり、区長を行政機関の委員に選任したく、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、資料2、美浜町附属機関設置条例新旧対照表を御覧ください。

別表第1（第2条関係）の下段、美浜町総合計画審議会では、字句の整理として公共的団体等の役員、最終ページの上段、美浜町環境審議会では、地域の代表者、中段の美浜町都市計画審議会でも、地域の代表者として、区長の委員選任の基準を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町表彰審査委員会において、被表彰者規定の改正審議により教育長を追加したく、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、資料3、美浜町表彰条例新旧対照表を御覧ください。

第2条（被表彰者）において、副町長の次に教育長を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、会計年度任用職員も常勤の一般職員と同様にサービスの宣誓が必要となりますが、任用形態や任用手続きに応じた方法にて、任命権者が運用できる改正となったため、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、資料4、美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第2条（サービスの宣誓）において、第1項では署名捺印を署名押印の字句を、第2項では地方公務員法の改正に伴う新設でございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、フルタイム会計年度任用職員も常勤の一般職員と同様に地方公務員災害補償法の公務上の災害または通勤による災害に対する補償の適用の対象となるため、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、資料5、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第5条（補償基礎額）において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定を加え、補償基礎額については、常勤職員の平均給与額の例により計算する旨を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6、美浜町消防団条例新旧対照表を御覧ください。

第4条において、団員の定数を229人から15人減らし214人とするものでございます。消防団員の確保については、少子化の進行や地元就業者の減少等、社会情勢の変化により、定員の適正化を図るため、本条例の改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては、奥田分団の奥田南班、奥田中班及び奥田北班を統合し、奥田第一班及び奥田第二班の2班体制とし、奥田分団の班員を45人から30人にするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月15日でございます。

次に、議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県県税条例における自動車税の種別割の減免規定の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、資料7、美浜町税条例新旧対照表をおめくりいただき、その次のページの美浜町

税条例の一部を改正する条例、条文別改正内容を御覧ください。

第81条（身体障害者等に対する種別割の減免）において、第1項では軽自動車税の種別割の減免規定に知的障害者、精神障害者自身が運転するものを加え、第2項では今回の改正に合わせた規定の整備でございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

議案第5号から議案第10号までの説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

次に、議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、民法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

賃貸借契約に関する改正及び例規整備を行うもので、資料8、美浜町町営住宅管理条例新旧対照表を御覧ください。

主な内容としましては、2枚目の第10条（住宅入居の手続き）において保証人に関する規定を削ります。

3枚目、第18条、敷金の定義規定を追加いたします。

裏面の第20条の第1項では、修繕費用の負担について、表現を改正いたします。

最後に、4枚目、第41条では、明渡し請求時の徴収金利息利率を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9、美浜町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

地方自治法の改正に伴う引用条項の条ずれを整理するものと、字句を訂正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

議案第11号及び議案第12号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（八谷充則君）

次に、議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料10、美浜町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項及び第24条において、下線部分「58万円」を「61万円」に改正するものでございます。

1枚おめくりいただき、改正資料を御覧ください。

美浜町国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に引き上げ、所得の多い世帯に応分の負担をお願いするものでございます。なお、この限度額の引上げについては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和2年1月23日付で、限度額を引き上げることが適当であるとの答申をいただいております。

施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、町が指定する指定居宅介護支援事業者に関し、暴力団の排除を明確にするために改正するものでございます。

本条例では、要介護認定申請の代行や介護ケアプランの作成を行う居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援について、厚生労働省令で定める事業の人員及び運営基準のほか、暴力団の排除に関して町が独自に基準を定めております。本改正は、暴力団の排除に関し、これまで第4条において、事業の運営に当たっては暴力団を利することとならないようにしなければならないと定めていたものを、第5条の申請者の資格においても、当該申請に係る事業所を管理する者並びに役員が暴力団員である法人を排除するように明確化するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

次に、議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、町が指定する指定介護予防支援事業者に関し、暴力団の排除を明確にするために改正するものでございます。

本条例は、介護予防のケアプランの作成を行う介護予防支援について、厚生労働省令で定める事業の人員及び運営基準等のほか、申請者の資格等に関して町が独自に基準を定めております。本条例は、暴力団の排除を新たに定め、事業の運営に当たっては暴力団を利することとならないようにしなければならない、また、当該申請に係る事業所を管理する者並びに役員が暴力団員である法人は排除するように明確化するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

次に、議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、先ほどの議案15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例と同様、暴力団の排除を明確にするための改正でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

次に、議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について手数料を徴収する規定を定め、指定袋を有料化するものでございます。

主な改正内容につきましては、指定袋を新たに定義し、袋の容量ごとに手数料金額を定めるものであり、指定袋の金額は1枚につき容量が45リットルの袋は50円、30リットルの袋は30円、20リットルの袋は20円でございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

附則の第2項は、準備行為として、施行前においても手数料を徴収することができるとするものでございます。

次に、議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、適用除外であった一部の設置、事業内容の変更及び事業の終了について、届け出るよう改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料16を御覧ください。

第12条第4項は、発電事業者の変更等事業内容に変更が生じた場合、変更を届け出なければならないと規定するものであり、第5項は、行政区、近隣住民等及び隣接土地所有者等に対し説明を行わなければならないと規定するものでございます。第6項は、国に対し固定価格買取りの認定申請をしない発電事業についても、この条例を適用するものでございます。第17条は、発電事業が終了したとき、届出をするよう追加するものでございます。

附則の改正は、国の認定は受けたものの、発電設備は設置していない場合であっても、第12条で規定する事業の届出及び説明をするよう改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

議案第13号から議案第19号までの説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

次に、議案第20号 町道路線の変更についてでございますが、資料17、廃止路線図と裏面の新認定路線図を併せて御覧ください。

今回変更する路線は、廃止路線図の現認定路線町道4208号線を新認定路線図のように変更するものでございます。これは、平成29年10月の豪雨により、河和字上前田地区、通称平塚団地で発生した道路崩落（認定外道路）の復旧工事の完了に伴い、現道の実状を調査したところ、私有地で道路形態がなく公共の用に供していない区間が一部あること、その一方で認定外道路となっている区間が判明したため、新認定路線図のように変更するものでございます。

路線の廃止または変更につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第20号の説明は、以上でございます。

○総務課長（夏目 勉君）

次に、議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の20、21ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、議会運営事業の3節職員手当等においては今期当選された議員3名分の減を、9節旅費におきましては実績見込みによる減を、2款総務費、1項総務管理費、財政運営事業の7節賃金においては臨時職員賃金の減を、庁舎管理事業の11節需用費においては実績見込みによる減を、15節工事請負費においては庁舎施設設備工事の入札請負残による減を、18節備品購入費において次年度採用職員のために必要な庁用備品購入による増を、地域協働事業の18節備品購入費においては一般財団法人日本宝くじ協会助成事業不採択による自治会用備品の減を、19節負担金、補助及び交付金においては対象者がいなかったため移住支援金事業補助金の減を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

巡回バス運行事業の11節需用費においては実績見込みによる減を、13節委託料においては巡回ミニバス運行管理委託料の入札請負残の減を、区長会運営事業の19節負担金、補助及び交付金においては区による申請分の宝くじ助成事業不採択による行政協力交付金の減及び小野浦区有地売却に伴う行政協力特別交付金の増を、防犯対策事業の11節需用費においては実績見込みによる減を、基金積立事業の25節積立金においては愛知用水二期事業基金積立金の減を計上いたしました。

同款2項徴税费、固定資産評価等事務の13節委託料においては、固定資産鑑定評価業務件数の減及び近隣の南知多町、武豊町との3町合同による調査業務に伴う委託料の減を、同款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務の19節負担金、補助及び交付金においては個人番号カード等の交付に対する地方公共団体情報システム交付金の増を計上いたしました。

24、25ページをお開きください。

2款総務費、4項選挙費、愛知県議会議員一般選挙、美浜町長・美浜町議会議員一般選挙、参議院議員通常選挙及び住民投票事業においては、実績に基づき減額計上いたしました。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、介護保険繰出金の28節繰出金においては事務費等繰出金の増を、障害福祉サービス事業の20節扶助費においては重度訪問介護及び共同生活援助等の利用が増えたことによる増を、同款、2項児童福祉費においては昨年10月からの幼児教育・保育の無償化施策に伴い、財源更生をするものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、健康診査事業の13節委託料においては、実績見込みによる減を計上しました。

28、29ページを御覧ください。

予防接種事業の13節委託料においては実績見込みによる減を、母子保健事業の19節負担金、補助及び交付金に

においても実績見込みによる減をそれぞれ計上いたしました。

同款、2項清掃費、ごみ減量化事業の13節委託料においては、指定ごみ袋作製に伴う入札請負残による減を計上いたしました。

同款、4項知多南部広域環境組合分担金の知多南部広域環境組合分担金においては、実績に基づき減額計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業の19節負担金、補助及び交付金においては、機械設備改修に係る入札請負残による減を計上しました。

30、31ページを御覧ください。

同款、3項水産業費、水産業振興事業の19節負担金、補助及び交付金においては、カイヤドリウミグモの発生に伴う事業実績に基づき、それぞれ計上いたしました。

7款商工費、1項商工費、商工振興事務の19節負担金、補助及び交付金においては、実績見込みによる減をそれぞれ計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持修繕事業の13節委託料においては請負残による減を、後退道路維持修繕事業の15節工事請負費においては実績見込みによる減を、道路新設改良単独事業の13節委託料及び15節工事請負費においては運動公園整備事業の再検討に伴う減を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

道路新設改良国補助事業の13節委託料においては請負残による減を、道路新設改良県補助事業の15節工事請負費においては実績見込みによる減を、既成市街地道路整備事業の13節委託料及び17節公有財産購入費においては実績見込みによる減を、同款、4項港湾費、港湾管理事務の9節旅費においては実績見込みによる減を、同款、5項都市計画費、都市計画総務事業の13節委託料においては請負残による減を、建築物耐震改修促進事業の13節委託料においては入札請負残を、19節負担金、補助及び交付金においては実績見込みによる減をそれぞれ計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

空家等対策事業の19節負担金、補助及び交付金においては実績見込みによる減を、公園管理事業の14節使用料及び賃借料においては実績見込みによる減を、都市公園整備事業の13節委託料においては、去る2月12日の臨時会においてお認めいただきました運動公園整備事業及び総合公園拡張事業における事業内容の見直しに伴う増減をそれぞれ計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、常備消防事業の19節負担金、補助及び交付金においては実績に基づき減を、非常備消防事業の8節報償費及び11節需用費においては実績見込みによる減を、13節委託料においては分遣所新築工事設計変更に伴う減を、18節備品購入費においては一般財団法人日本宝くじ協会における助成事業の不採択に伴う減を、災害対策事業の12節役務費においては実績見込みによる減を計上いたしました。

36、37ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、小中学校ネットワーク整備事業の13節委託料におきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用した小中学校における校内通信ネットワークを整備するための費用を計上いたしました。

同款2項小学校費、体育館天井落下防止対策事業の13節委託料及び15節工事請負費においては、学校施設環境改善交付金を活用しました奥田小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る費用を計上いたしました。

同款4項社会教育費、公民館運営事業の15節工事請負費及び17節公有財産購入費においては、野間公民館周辺

整備に係る費用の減をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入でございますが、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料の自由契約児保育所使用料においては、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化施策に伴う減額を計上いたしました。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金においては、実績見込みに基づく所要額を計上いたしました。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金においては、個人番号カード交付事業費補助金の計上及び移住支援事業の減に伴う地方創生推進交付金を減額計上いたしました。

4目土木費国庫補助金の2節都市計画費補助金においては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額計上でございます。

5目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金においては小中学校校内通信ネットワーク事業に係る補助金を、2節小学校費補助金においては小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金においては、実績見込みに基づく所要額を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

同款2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金及び6目土木費県補助金の1節都市計画費補助金においては、それぞれの事業費の確定に伴い、所要額を減額計上いたしました。

同款3項委託金、1目総務費委託金においては、事業費が確定したことに伴う減額計上でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入においては、事業確定に伴い増額計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては本補正による剰余金が発生したことにより基金からの繰入額の減を、4目公共施設整備基金繰入金においては知多南部広域環境組合分担金に充当するための所要額を計上いたしました。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入においては、指定ごみ袋売却代金をはじめ、それぞれ実績に基づき計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

22款町債、1項町債、3目消防債では分遣所新築工事設計変更に係る緊急防災・減債事業債の減を、4目教育債では、小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る校舎等大規模改修事業債及び小中学校校内通信ネットワーク事業に係る小中学校施設整備事業債の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、補正予算書の7ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

令和2年度に繰り越す事業につきましては、10款教育費、1項教育総務費、小中学校ネットワーク整備事業では小中学校内の通信ネットワーク整備事業を、同款2項小学校費、体育館天井落下防止対策事業では奥田小学校における体育館天井落下防止対策事業をそれぞれ追加するものでございます。

次に、補正予算書の8ページを御覧ください。

第3表 地方債補正でございます。

これも先ほどの奥田小学校体育館天井落下防止対策事業に伴う校舎等大規模改修事業債及び小中学校内の通信ネットワーク整備事業に伴う小中学校施設整備事業債の追加を、緊急防災・減債事業債においては事業の見直し

に伴い、限度額を変更するものでございます。

なお、この地方債の追加、変更に伴い、当該年度現在末高は、補正予算書の40ページになりますが、63億6,482万7,000円になる見込みでございます。

議案第21号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

次に、議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の54、55ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、69万3,000円を増額計上いたしました。これは、令和2年6月に行う介護保険の情報連携に伴うデータ標準レイアウトの変更のためのシステム改修費でございます。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費において、国から交付される保険者機能強化推進交付金に伴う財源更正でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

52、53ページを御覧下さい。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目介護保険事業費補助金において、歳出で計上しましたシステム改修費の3分の2が国から交付されるため46万2,000円を増額計上いたしました。5 目保険者機能強化推進交付金においては、国が設定した評価指標に対し、高齢者の自立支援及び重度化防止における市町村の取組の達成状況に応じて交付されるため、増額計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目事務費等繰入金においては、歳出で計上しましたシステム改修費の3分の1を一般会計から繰り入れるため、増額計上いたしました。

2 項、1 目基金繰入金においては、保険者機能強化推進交付金の交付に伴い、介護保険給付費準備基金からの繰入りを減額いたしました。

議案第22号の説明は、以上でございます。

○建設課長（鈴木 学君）

次に、議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明いたします。

補正予算書の70、71ページを御覧ください。

1 款土地取得費、1 項、1 目土地取得費、土地取得事業でございますが、本年度の事業確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

68、69ページを御覧ください。

2 款諸収入、1 項、1 目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

議案第23号の説明は、以上のとおりでございます。

○議長（大岩 靖君）

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月3日から3月4日までの2日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、明日3月3日から3月4日までの2日間を休会することに決定しました。

来る3月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時22分 散会〕

令和2年3月5日（木曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月5日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問の中止について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崙暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（8名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

皆様、御存じのように、ただいまコロナウイルスの、いよいよ今日の中日新聞にも出ていましたけれども、半田市まで感染が広がっております。ほんの1か月前までは本当にそこまで影響ないだろうという安易でおったのですが、いろいろな各地方・方面から情報が入ってきます。どうか議員の皆様方にも、このコロナウイルスの対策・対応については各自自分で気をつけるのはもちろんですが、間違った情報等に惑わされないよう適切な対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

美浜町議会では、一連の新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う感染予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長、発言してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告を1件申し上げます。

新型コロナウイルス対策につきましては、去る2月25日に美浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、本町としての対応を検討している旨、議会初日にも御報告させていただきましたが、ここで、改めて御報告させていただきます。

まず、住民向けの対策として、取り急ぎ2月26日にホームページに「新型コロナウイルス感染症について」を掲載するとともに、感染リスク防止のため、各種イベントについて、町としての対応方針を決定し、その結果、中止させていただくこととなった行事等については関係者にお伝えをし、3月2日に町ホームページ及びメール配信サービスにより住民への周知を図るとともに、新聞社にも情報提供し掲載させていただきました。

基本的には、3月中のイベントは延期または中止、会議についても延期できるものは延期し、報告のみの会議は文書送付で対応することといたしました。

なお、美浜町総合公園体育館及び美浜町図書館については、3月中の利用を原則中止とさせていただきました。

また、小中学校については内閣総理大臣の要請を受け、3月より休校となったことは議員の皆様も御承知のとおりでございますが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子供への対応として、本町としても放課後児童クラブの時間を拡大し、3月2日より受け入れるとともに、小学校においても3月4日より「自主登校教室」を開設させていただいております。

それぞれの利用状況でございますが、放課後児童クラブにおきましては、東西合わせて定員120名に対し、3月2日が54名、3日が66名、4日が61名となっており、小学校の自主登校教室におきましては、4日のみの数字となっておりますが、6小学校合わせて32名の利用でございました。

今後も、児童生徒をはじめ住民の安全対策に万全の体制で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

諸般の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長からの報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問の中止について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問の中止について。

本定例会には、11名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、「美浜町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」からの要請を受け、昨日に臨時開催しました議会運営委員会で協議した結果のとおり、新型コロナウイルス感染情報等を勘案し、感染予防及び感染拡大防止の観点から、本日3月5日と明日3月6日の一般質問を中止したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本日3月5日と明日3月6日の町政に対する一般質問を中止とすることに決定しました。

なお、予定しておりました一般質問については、再質問まで文書による答弁を行い、5月1日発行の「みはま議会だより162号」に一般質問の内容を掲載をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月9日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、3月6日から3月9日までの4日間を休会することに決定しました。

来る3月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時09分 散会〕

令和2年3月10日（火曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和 2 年 3 月 10 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 5 号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 19 号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 20 号 町道路線の変更について
- 日程第 18 議案第 21 号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 22 号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 23 号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 2 年度美浜町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 2 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 2 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 2 年度美浜町水道事業会計予算

日程第23 発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23までの各事件

追加日程第1 発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議について

追加日程第2 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崎暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

皆さんも御存じのように、新型コロナウイルスの影響が各方面で出ております。この美浜町のこの3月の定例会も、この限られた空間の中で数多くの職員の方、そして議員の方も出席していただいております。この予算審議にも関わる大事なこの3月の定例会を審議の時間など変更することなく、滞りなく皆さんの採決をするためにも、このたび一般質問を中止するという選択をさせていただきました。これは、あくまでもこの大事な審議の時間を割くことなく、慎重審議に皆さんに全力で関わっていただきたいと、そういう思いでしたことでもありますので、皆さんの御理解をお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

美浜町議会では、一連の新型コロナウイルス感染症の発生などに伴う感染予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可します。町長、発言してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症で大変な状況です。ですが、本町でも町民の皆様の御協力でその対策を本当にしっかり守っていただき、おかげと感染者もなく、今日を迎えております。議員の皆様方にも、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から諸般の報告1件を申し上げます。

副町長の選任についてでございますが、現副町長の永田哲弥氏には、平成28年4月1日から1期4年間、副町長としてお務めいただきましたが、このたび任期満了となります。永田君はこの4年間、本町の発展のために非常に御尽力されたことに感謝をいたしております。

さて、後任の人事でございますが、私は町長就任以来、大変大きな問題でありました知多奥田駅前運動公園整備事業につきまして、この10か月、事業の是非、住民説明会など真摯に取り組んでまいりました。本町の厳しい財政状況から、今後のまちづくりについて様々の方の御意見をお聞きして、町民の幸せにつながるプランづくりを最優先に今日まで考えてまいりました。

そんな中で、この短期間において、私の補佐として副町長の人選を行うには、時間的余裕がありませんでしたが、現在は運動公園整備事業の方針も決定し、後任者を模索中でございます。しかるべき時期にしかるべき方の選任同意を考えておりますので、また選任同意までの当分の期間、副町長が不在となりましても行政運営に支障

がないよう、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

諸般の報告は以上でございます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

この条例の中身ですけれども、いわゆる「捺印」を「押印」に改めるということと、もう一点はこの意味合いの違い、それから、これまで捺印で通ってきたのをなぜ変えるのかということですね。それからもう一つ、後半の会計年度任用職員については「別段の定めをすることができる」となっていますけれども、これは宣誓しなくてもいいということを含むのかどうかでございます。それからもう一点は、会計年度任用職員は基本的には1年ごとだと思いますが、その都度、4月に入って早々に毎回宣誓書に署名、押印が必要なのかどうかということでございます。

○秘書課長（中村裕之君）

御質問の1点目、捺印と押印の違いの意味合いについてでございますが、サービスの宣誓におきましては、捺印も押印も特段意味合いの違いはございません。ただし、今回の改正におきまして、私も美浜町の法制執務上、「捺印」という表現を「押印」に改めるということでこれまで改正をしております。そのために、ほかの改正規定に合わせて今回、字句の訂正をするものでありますのでよろしくお願いいたします。

それから御質問の2点目ですが、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、別段の定めと改正規定がございます。この中で、宣誓しなくてもよいという選択肢があるかという御質問かと思えます。

このサービスの宣誓におきましては、任用形態や任用手続が様々であることから、任命権者が運用できるようになります。改正文中のこの別段の定め具体例といたしまして、来年度非常勤特別職、例えば防災専門官ですとか教育相談員、社会教育指導員などですけれども、この方々が会計年度任用職員に移行されます。この場合につきましては、任命権者の面前でサービスの宣誓を行う必要はございません。ただし、サービスの宣誓は面前ではなく、する必要はございます。

また、会計年度任用職員に再度任用される場合が出てくるかと思えます。こういった場合は、初年度に行いましたサービスの宣誓をもちまして代わることができるという規定がございますので、そのような運用をさせていただきます。

したがって、サービスの宣誓における別段の定めにおきまして宣誓をしなくてもよいという意味ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

2番目の説明がよく分からなかったのは、直属の上司の面前でなくてもいいけれども、その後がちょっと意味合いが理解できませんで、書類に判を押すだけでいいよということでしょうか。

○秘書課長（中村裕之君）

基本的にサービスの宣誓は、任命権者等の面前で行うことが前提となっております。その面前での宣誓は不要となりまして、要は別のところで、任命権者がいないところで判を押しまして、それを提出するだけで事足りるという意味でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

○秘書課長（中村裕之君）

もう一つ御質問がございました。

御質問の3点目、任用されるたびに宣誓書の署名、押印が必要となるかとの御質問につきましては、会計年度任用職員については、継続した年は初年度をもってそのサービスの宣誓をしておりますので、したがって、2年目については不要だということになります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

この対象となる方の中で第5条に次の一語を加えると、「給料を支給される職員」。説明を受けただけではどういう意味なのか全く分かりませんでしたので、もう少し理解できるように砕いて説明していただきたいと思えます。

○秘書課長（中村裕之君）

今回、条例第5条に第5項を付け加えさせていただく改正の趣旨ですけれども、まず、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、本年4月1日以降に公務上の災害または通勤による災害が発生した場合、これを現行の条例では補償することができなくなっております。これを補完するために、第5条の第5項ということで付け加えさせていただきます。

そもそもフルタイム会計年度任用職員は給料を支払うということになっておりまして、現在の規定におきましては、給料を支払うための規定上限がないために付け加えさせていただくということでございます。その付け加えをすることで、今回のこの公務災害の条例の適用対象とするものでございます。

ただ、経過措置といたしまして、この条例が施行される本年4月1日以降に発生した事故に伴う公務災害から適用されるということですのでよろしくをお願いします。

○1番（山本辰見君）

今の説明ですと、フルタイムの会計年度任用職員だけで、パートタイムについては該当しないということよろしいですか。確認です。

○秘書課長（中村裕之君）

パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬を支給いたします。そのため、この条例の第5条の第3号と第4号に補償に関する規定がございますので、フルタイムの会計年度任用職員については、この補償の適用内ということになります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

今回の条例改定、たくさん項目はありますけれども、トータルで見てこういうことなのか確認です。

1つは、被災地の人たちが町営住宅を利用するときには優先的に入居できるようにしなさい。もう一点は、借りる場合にこれまで保証人を置いていましたけれども保証人を置かなくてもいい、違う形でということ。それからもう一点が、民間のアパートを借りる場合は敷金という考え方が、保証金と敷金というのがあると思うのです。この位置づけを明確にしたということで私、読み取ったんですが、そのほかのことがあればですし、私の今の3点の確認をお願いしたいと思います。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今の山本議員の御質問にありましたことでほとんど、内容はそのとおりですけれども、今般の条例改正につきましては、まず、民法の一部改正に伴いまして国から示されております町営住宅に関する公営住宅管理標準条例という条例のひな形のようなものが改正されました。民法の改正による部分とこれまで法律で定められておったけれども、この際条例で改めて規定しようという部分がありまして、先ほどおっしゃられた被災地の方が優先的に入居できる部分といたしますのは、今まで法律では既に規定されておりまして、そのように実務上は取り扱っております。ただ今回、それを条例でもうたうという部分がそうです。

民法の改正によりますものは、保証人の規定を撤廃するというのと、あと敷金の位置づけをきちんと明確化して条例にうたうというものと、もう一つは、入居者の方が退去する場合や何かに傷んだ部分や何かを直していただく部分があるのですけれども、そのことについての表現が一部明確になったというものと、退去命令したときに、通常、実務上あり得ませんけれども、退去命令したときにそのときの家賃の利息を今まで5%ということを表示しておりましたけれども、法律が変わって、それを表現としまして「法定利率」という表現に変えたものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第15、議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

この条例を読むと、ごみ袋の、今まで町民の方が買っていた値段を上げるということですが、その前に、ごみ減量に対して効果があったかどうか、ごみ減量について成果があったかどうかということが問題じゃなかったのでしょうか。これについてももう少し説明してください。

○環境課長（藪井幹久君）

ごみ減量施策につきましては、現在、平成29年10月からミックスペーパーという施策を実施してきておるという状況でございますが、そちらの状況が当初は出だしはよかったですけれども、現時点ではそこから思うように減量が伸びていないという状況でございます。

ほかの施策につきましては、今早急にするというところで検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

今の説明だと、ごみ減量の成果はあったけれども……成果がなかったということですか。

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、今質疑のことなので、それは質問内容が少し違っていると思いますので、質疑の仕方を少し変えてください。

○2番（鈴木美代子君）

このごみ減量の事業については、ずっと目標を持ってやってきたと思うのですが、その目標が達せられ

なかったらやむを得ずごみ袋の有料化をするという話だったのですが、違いますか。ですから……

○議長（大岩 靖君）

質疑の、今の条例の内容と少し大分変わってしまっていて、それは少し今、この場面で聞くのじゃないと思います。関連になっておりますので。

ほかに。

○2番（鈴木美代子君）

私が記憶しているのは、ごみ減量の事業について説明がありましたよね。たしかあったと思うのですが、それについて、ごみ減量の成果がなかったらごみ袋の有料化もやむを得ずということで、確かに知多5市5町の中で多くのところが有料に踏み切っていますけれども、町民にとっては大変なことだから、これについてもう少し説明してくださいと言ったんです。

ごみ減量の成果がなかったということで上げることですが、これを有料化したらこの成果が出るのですか。

○環境課長（藪井幹久君）

今の御質問が山本議員から事前通告をいただいた内容とほとんど一緒だと思いますので、そちら、山本議員から事前に通告をいただいた内容のことでお答えをしようと思います。

ごみ減量の有料化につきましては、山本議員、さらには鈴木議員おっしゃられるとおり、各種ごみ減量化の施策を実施して、それでもなお減量が進まない場合に有料化を実施する計画でございました。

ですので、本町としましては、できる限り各減量施策を早急に実施して、住民の皆様には資源化を推進してごみの減量化をしていく予定ということでございましたが、現在、先ほど言ったようにミックスペーパーの分別は実施しましたが減量が予定どおり進まない状況。さらには、草木、プラスチックですとかエコステーションなどの施策につきましては、いずれもすぐに町が直営でできるというものではございませんで、実施する業者だとかの課題、費用面も課題となります。知多南部衛生組合とか南知多町との調整、そういったものも施策にはありまして、多くの課題があって今現在は実施できていないという状況はそのとおりでございます。

しかしながら、令和4年度の知多南部広域環境組合の供用開始のためということで、構成する各市町、半田市、常滑市、武豊町、そういったところが有料化以外の施策はもう打ってございます。しかしながら、さらに有料化の実施をそういった市町も具体的にもう今進めてきているという状況を踏まえてみますと、本町の今のごみ量を改めて考えてみると、有料化以外の各施策を実施したとしましても減量目標に達することは困難と判断して、資源化の施策と有料化の施策を併せて行うことによって住民の意識を変えてごみの減量化を推進しようと、そういうものでございます。

令和2年度につきましては、住民の皆さんに十分理解してもらわないと施策が有効ではございませんので、令和3年度から実施する有料化などの各施策についてそういった準備の期間ということと、さらには、住民の皆様には十分な理解と協力をお願いするための説明の期間と、そうしたいと考えているということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

山本議員。

○1番（山本辰見君）

今の説明、分からないでもないです。ただ、さっき課長から説明のあった草木の関係、それからプラスチックごみ、容器包装、それからもう一つはエコステーション、そのいずれも2年度には何も手を打てないのですか。どれか一つでもやったらいかがですか。

それからもう一つ聞きたいのは、これまでのごみ袋というのは、1枚15円ぐらいの袋の製作代が入っていたと思うのですが、今度45リットルで50円というのは、この表現ですと処理の手数料ということで50円いただくということですが、袋代、印刷代というのか、製作代はどういう扱いになるのか、この条例では少し明確になっていないような気がするので、そこの確認です。

○環境課長（藪井幹久君）

山本議員がおっしゃられたまず1点目、令和2年度には何とか施策を打てないかということでございますが、先ほど言ったように、施策を打っても住民の皆様へ十分理解がされないと、またミックスペーパーと同じようなことになってはいけませんので、今現在は令和3年度からと考えておりまして、それを十分説明するというところでございます。まだまだ実は、施策も調整が必要な部分もたくさんございまして、令和2年、急にやれないという状況でございます。

あと、袋代、製作代とこの手数料の関係でございますが、袋の製作にはこのごみ処理の経費という形に含まれてくるという形ではございますので、この50円のうち、袋の製作代に充当するという形は取る形になると思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（大岩 靖君）

日程第16、議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第20号 町道路線の変更について

○議長（大岩 靖君）

日程第17、議案第20号 町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大岩 靖君）

日程第18、議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。廣澤議員。

○6番（廣澤 毅君）

3月議会初日散会後に開催された全員協議会（議案説明会）で、議案第24号 令和2年度一般会計予算についての説明では、地方自治法の施行規則に合わせて、教育長について「長等」から「その他の特別職」に計上先を修正したと説明がありました。この令和元年度一般会計補正予算（第5号）では、修正が必要であることが分かっていますが、「長等」には町長、副町長、教育長の3人分が計上されています。

3月補正で示される数値が今年度の最終データになると思いますが、今年度の当初予算ではなく、給与改定などにより補正された最終のものと新年度予算を比較しようと比べて気づいたのですが、こちらも修正していただければよかったという思いから、なぜ修正しなかったのか、その理由をお聞きます。

○秘書課長（中村裕之君）

廣澤議員御指摘のとおり、3月補正で示される給与費明細書、このデータが本年度最終となることは間違いありません。しかしながら、本年度途中に「長等」の人数を3名から2名に変更いたしますと、財政統計上の数値におきましてつじつまが合わなくなってしまう。このため、支障が出ますので、そのまま計上させていただきます。修正せず計上いたしまして、令和2年分から正規の数値に変更させていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありますか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

2点お伺いしたいと思います。

まず、歳入に当たりまして、15ページになりますが、15款の国庫支出金、2項国庫補助金についてお伺いいたします。

4目の土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金として都市公園整備について、1億4,100万円減額になっておりますが、この減額された理由をお聞かせください。

もう一つ、歳出でございますが、35ページ、8款土木費、5項の都市計画費においてですけれども、4目公園管理費におきまして、都市公園整備事業として運動公園整備事業委託料が減額で4,467万8,000円、一方、総合公園拡張事業委託料として3,839万6,000円増額されております。

臨時議会におきましてURとの契約変更等の議案もありましたが、この内容につきまして詳細に当時、契約内容のことですので聞けませんでしたので、この補正で詳しくお伺いしたいと思いますので、この2点についてお聞かせください。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、歳入ですけれども、社会資本整備総合交付金を減額いたしました。今年度予定しておりました工事及び設計等の業務におきまして、今年度、事業の是非を検討しておりましたので執行できなかったことに伴い、交付金を辞退したためによる減額でございます。

具体的に申し上げますと、総合公園につきましては、内示額そのまま交付いただきました。運動公園で減額したものですけれども、当初予算と実際の内示額に若干の差がありますので、その変更した金額イコール返還というものではございません。若干の差は出ておりますけれども、トータルしますと1億4,100万円の減額ということでございます。

歳出につきましては、議員おっしゃられるように、さきの臨時議会で御説明いたしましたけれども、今回発注しております工事の中で、総合公園につきましては、工事を新たに必要とする工種が増えたために増額するものでございます。

運動公園につきましては、その総合公園で増額する分を、同じ予算の中ですので運動公園の中で、先ほど歳入で申し上げましたように、今年度実施できなくてこの予算執行内でも着手する見込みがないものを削って総合公園の増額に充てたというものでございます。

あと、UR関係以外の部分でも、運動公園につきましては区域、用地買収が全て終わっていることから、全体の土地の確定測量を行いました。それにつきましても、予算よりも実際業務が安くできたということも減額の要因の一つでございます。よろしくお願いたします。

○9番（横田貴次君）

歳出に関しましては理解しました。

運動公園整備事業は続行するというので決めて、現在総合公園におきましては、土質に課題がある可能性があるということで事業の見直しをされる中で、なぜこのような形でやられたのかなということが分からなかったものですから聞きました。先ほどの答弁で理解しました。

歳入についてですが、工事の遅れ、工期の遅れが原因だということでございますが、私どもの一般企業でいきますと、工期遅れというのはどこに責任があるのかというものを明確にして、その遅れとなった原因の主が、その金額を負担するというような厳しい中で私どもも商売を展開しておると思うのですけれども、この1億4,100万円というお金は何が原因で工期が遅れたと思ってみえますでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

まず、平成31年の事業でございますので、これを繰り越して今のことになっておるわけでございますけれども、まず、31年度の当初の発注において、これは本来6月の入札でしたのですけれども、これが不調に終わりました。これは以前にも御説明しておりますけれども、やはり見直しというものがありましたので、その中でやはり入札というのは業者さんからしてみてもリスクがあるということで入札の辞退で不調になりました。

ここでいろいろ今度発注する内容につきまして、当然町の方針、町長のその当時の方針がございましたので、やはり見直しをしました。見直しをした結果、実際同じ工事じゃないのですけれども、工事の中身はかなり減額しておりますけれども、その発注できたのが11月でございます。ここで既に6か月ほどの遅れが生じております。

ただ、工事としては発注してございませんので、そこに当たる請負業者のリスクというのはございません。ただ、うちの事業の工期として半年以上そこで遅れたということになりますので、議員のおっしゃるとおり、当然民間であればいろいろなリスクというのは出てきますけれども、町においては業者さんに対していろいろなペナルティーというのはなかったと思っております。

○議長（大岩 靖君）

3回目ですので。

○9番（横田貴次君）

UR様には原因はなかったということで、私どもが町民の皆さんに説明するときに、なぜこのようになったと

いう責任のありどころというのは、やはり一時その事業を中止するという、そういう動きがあったことが第一の原因ということで確認できました。

このお返しした1億4,100万円は、来年またいただけるものでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

必ずいただけるものではございません。

これも確定ではないですけれども、当然先ほど申したとおり1億4,100万円の返還をしております。今後、この工事についても実施する 때가来ますけれども、これは今精査しておりますけれども、当然要望としては上げていくという段階になりますので、そこで補助金として認められるのか、交付金として認められるのかは今後の私どもの活動にもよると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

通告していませんが、ちょっと気になるところがありましたので。

23ページの総務管理費の中の基金費、ここで愛知用水二期事業基金積立金5,400万何がしかが減額されているのですけれども、この基金の返済が終わるようなこともちょっと説明の中にあつたと思うのですが、それとの兼ね合いではどう捉えたらいいのでしょうか。終わるといってももうすぐ終わるではないかということがあつたと思うのですけれども。

○総務課長（夏目 勉君）

議員おっしゃられるように、この愛知用水の二期事業の基金の積立金につきましては、あと2年で終わる予定でございます。

今回、この減額をさせていただきましたのは、これまで本町におきまして積立金という形で積んだもので返してといいますか、愛知用水へ負担金として払っていたものですが、そういったことをしなくてもあと2年という中で見込みが立つたということで、今回は減額ということをさせていただいたものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第19 議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第19、議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第20、議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第21 議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算

○議長（大岩 靖君）

日程第21、議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算を議題とします。

令和2年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に願います。

議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番 横田議員。

○9番（横田貴次君）

先ほどの補正予算とも関連するのですが、歳入について伺います。

41ページ、16款の国庫支出金ですが、5目土木費国庫補助金につきまして、先ほどもお伺いしましたが、社会資本整備総合交付金ということで都市公園整備、3,600万円ということになっております。平成30年度においては2億5,300万円、平成31年度2億4,500万円と大変大きな補助をいただいて進めてきた事業でありますけれども、一時は中止というようなこともあったのですが、いざ事業を継続して今からやっっていこうというときに令和2年度3,600万円では全く工事も進まないと思うのですが、これはなぜこのような少額になっているのかということと、先ほども伺いましたが、一度枠をいただいた補助金を返したことによって全く補助金の枠が取れないのではないかと大変危惧しておるところでございますが、今後の展望も含めて教えていただきたいと思っております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今、3,600万円という歳入の予算ですけれども、内訳といたしましては、運動公園で2,000万円、総合公園で1,600万円を計上しております。運動公園につきましては大幅減、総合公園は今年度、令和元年度の内示額と同等額を要望しております。

先ほど補正予算のときにも部長からも説明いたしましたけれども、今年度、一時事業を検討して、さらに現在、公園全体の設計を、先日も議会の特別委員会でも説明いたしましたけれども御審議いただいておりますので、

そういったところの町としての方針を新たに仕切り直す必要があります。これは事業の工程、いわゆる全体のスケジュールを含めて見直す必要があると考えております。

予算編成の段階ではまだ、今もそうですけれども、明確になっておりませんので、来年度、2年度にその段階、現時点でもそうですけれども、確実な執行できるものについてのみ計上させていただきました。それについては歳出がそうですので、それに伴った交付金の要求しかできなかったというのが実情でございます。

ただ、今後方針を議会の御意見も参考にして、新たなスケジュールと内容が決まった段階から新たなスケジュールに基づいて補正予算をお願いしたり、それに伴って国でも交付金の補正での要求をしていきたいと考えておりますのでお願いいたします。

○9番（横田貴次君）

補正予算でお伺いしましたが、1億4,100万円お返ししたばかりに、今年度特別委員会も構成させていただいておりますので、説明を伺っていますと、圧密関係で土木工事に今年1年かかると。これは私、素人なんですけれども、その間に例えば建物の実設計ですとかそういったものを今年度進めていけば、来年度末、地盤整備が終わった後、すぐに上物の建設が着工できるということは、私は素人ですが安易に考えられることなのですね。そういった設計料が入っていないだとか、そういったことがやっぱり見受けられるわけなのです。

本来使えるお金を返したばかりにこの計画がこれ以上遅れていくというのは、1年供用開始が遅れば、やはりこの町にとってもそれだけ莫大な損失になるだろうというような気がしております。町単独で資金を用意してでも、こういったスケジュールの短縮に120%の力を注いで行うべきだと思っておりますし、とにかくこのような事態を招いた責任の所在というのは、我々も町民への説明責任もありますので、今後明確にしていきたいと思っておりますので、今後また町単独の予算計画で設計等の工程に入っていくことは難しいのでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

今御審議いただいておりますのは予算の編成の時期の金額でございまして、実はその後に県との打合せの中で、予算には反映してございませんけれども、交付金として要望の中には、今議員がおっしゃるとおり、設計も含んで要望しております。まだ交付決定されるかは別としまして、その状況に応じて実施可能であれば、また補正予算をお願いしたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

45ページです。保健衛生費補助金の中で風疹ワクチンの接種事業補助金がありますが、これは歳出にあるお金を、歳出のところにあるのがその中に入っているわけですか。県の補助金をもらって風疹の接種事業が行われたということですか。それで理解していいですか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいま45ページの風疹ワクチン接種の事業補助金に対する御質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、この風疹ワクチン接種事業の件に関しては、抗体の保有率が低い昭和37年から54年4月1日までの男性に対して、予防接種法に基づく定期接種の対象として無料で抗体検査と予防接種を実施するというものです。これはかつて、同じ年代の女性は中学生のときに集団で1回接種しておりますので、その方に対してはもう抗体はあるということです。

なぜ今それが必要なかということですが、その男性が接種をしていなく、抗体がないということがある場合は、その方に妊娠初期の妊婦が例えば家族にいた場合、その方を介して風疹のウイルスに感染した場合、

生まれてくる子供に対して心臓や目や耳に対して障害が出るということが明らかになってきました。それによって、今、国ではその施策を取って、無料でクーポンの配布をさせていただいて接種を促しております。そういうことでございます。

ただ、この中の補助の中には、男性に限らず、例えば妊娠の予定がある方、今妊娠を希望する女性に対して風疹の抗体価が実際規定に満たない場合、そういった場合のワクチンの接種の補助をいうものを行っております。その2点に対して県から補助を行っておるといふものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は今の範囲の中で2つほどお聞きします。

ページで言うと93ページ、総務の徴税费の中の知多地方税滞納整理機構負担金50万円とあります。本来ですと令和2年のこの3月で終わる予定が、全県で知多地区だけが、県の職員は入らないけれども再開することになったということですが、私は細かい中身は別にしてももう12年近くこれをやってきて、そこに派遣された職員、戻ってきた方、違う部署に行っている方もいると思うのですが、ぜひその方たちの経験を生かして町で独自に取り組むべきと。これはもう以前の県が関わっているときも言った。特に今回は、借りの会場費も含めて30万円から50万円に上がったということも含めると、美浜町の職員を本当に信用してやっていきたいと思うのですけれども、実際の今戻ってきた方は違う部署へ行ったとかいうのが前も説明あったと思うのですが、そのところはどのような捉え方をしているのでしょうか。

ごめんなさい。もう一点。125ページの放課後児童クラブ、これが民間委託になりました。

委託する場合、後で違う項目でも聞くのですけれども、協定書というか協定を、こういう形で協定を結ぶと思うのですが、それがどうなっているのか。ほかの事業へ広がることをすごい心配しているのですけれども。その2点お願いします。

○税務課長（茶谷昇司君）

それでは、地方税滞納整理機構について御説明させていただきます。

地方税滞納整理機構については、地方税の収納率向上及び市町職員の徴収技術向上を目的として平成23年度に設立し、今年度で丸9年となり、愛知県と市町村での滞納整理機構は今年度末で終了いたします。

しかし、知多5市5町では、職員の徴収技術向上という目的をはじめ、機構のこれまでの実績及びネームバリューにおいても今後も必要な組織として認識しておりまして、令和2年4月以降、愛知県が抜けた後も5市5町のみで組織で滞納整理機構を継続することとなりました。

これまでの滞納整理機構には、本町からは合計7名の職員が機構での職務に当たってまいりました。現在、税務課徴収係においては、係長1名、育児休業職員の代替での再任用職員1名、そして機構経験者1名の3名が常勤しておりまして、現機構勤務職員1名と連携しながら滞納整理に当たっております。もちろん現在も機構での経験を他の職員とも共有し合っておりますが、残念ながら少人数のため、その効果は限定的となっているのが現

実でございます。

あと、町独自に取り組むべきとのことでございますが、機構へ移管している徴収困難案件は、現在1つの市町で1年で100件程度でございます。滞納者の状況も一人一人それぞれ違いますので、100通りの対応をしていくこととなります。しかし、5市5町の機構で対応することにより全部で1,000件ほどの案件が集まりまして、1年で1,000通りの対応方法を知多県税事務所の隣という好条件もありますので、県職員のアドバイスを即時に受けながら対応、習得できるということになります。

現在の税務課職員の配置状況で窓口業務も対応しながら徴収困難案件100件を含む滞納整理をしていくよりは、徴収困難案件に集中し、1,000通りの対応方法を習得するほうが効率的で効果的であると考えておりまして、これまでどおり機構での滞納整理を継続していきたいと考えております。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

先ほど議員のおっしゃられた協定というのは、契約ということでもいいのかと思いますが、業務委託については、契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託ということであると思っております。

ただ、指定管理者制度と業務委託のまず違いというのは、大きなものとしては、指定管理者制度というのは条例で定めたもの、要は管理の基準及び業務の範囲の規定方法については、指定管理者制度というのはまず条例で定めている、一方、業務委託については契約で定めておることがまず一つ大きな違いがあるかと思っております。それとあと、指定管理者に管理を行わせる期間とか、そういうことについては、まずは指定管理者制度については、施設ごとに議会の議決を得るということが1つございます。一方、業務委託については施設ごとに契約で決めるという、そういうことがあります。

まずその大きな違いが2つあると思っておりますが、今回、放課後児童クラブの運営の委託については、まず、指定管理者制度ではございませんので、一般の委託契約という形になっておりますが、ただ、期待されることについては、民間のノウハウを導入していただくことによって、例えば指導員のスキルアップであるとか、もしくは意識の改革をはじめとして、もう一つは職員の今までやっていたことが委託によって業務が軽減されるということがありますのでそれによって他の業務ができる、そういうことが期待できております。強いては、それによって町民に対するサービスの向上が図られるのではないかと期待を持っております。

○1番（山本辰見君）

今の2つの件、どちらにも関連するんですけども、滞納整理機構は1人の職員が、派遣された職員はずっと、いわゆる365日、もう美浜町には来なくて向こうで仕事をするのかということの確認と、それから、先ほどの放課後児童クラブも、現在勤めている正規職員もいるでしょうし、それから臨時の方もいると思うんですけども、その今まで働いている人の採用はその契約の中に一定配慮されるのか、それとも民間が自分たちでもう全部やっておくからいいよということになるのか。もう一つは、その放課後児童クラブの職員の基準でしたか、それがだんだん弱まってきて、以前はちゃんと教員とかしかるべき免許を持ったとかいう形だったんですけども、講習受けてくればいいよと、それが講習を受ける予定の人でもいいよとかいう形でだんだん弱まっているような気がするのですが、町の職員の配置との関係をお願いします。

○税務課長（茶谷昇司君）

機構職員が1年中365日機構に勤務しておるかということでございますけれども、滞納者それぞれの状況確認等につきましては、こちら役場のシステムを使いながら状況を確認したりということもありますし、また、今やっております確定申告につきましては税務課職員全員で当たっておりますので、その時期につきましてはこちらに応援に週3日ぐらい来ていただいたり等ございますので、365日ということではございません。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

まず、職員の配置について、要は民間委託になった場合、それについては、今いる職員の方をそのまま使っていただくということをまず申し上げております。

というのは、新たにどこから、地域性もございしますが、職員を配置してただ数をそろえればいいというわけではございませんので、そこに今いる子供たちのことを一番よく分かっているのはやはり今勤めてみえる方たちです。その方をまずは配置をしていただく。それによって、ただ今後、人の入れ替わりとかはどうしてもあるかと思えます。家庭の都合であったり、そういったことで代わる場合はその業者から適正な方を雇用していただいで続けていただく。そういうことに対しては、うちも全部丸投げではございませんので、いろいろなことに対しては意見を言って調整を図るということではございますので、その点は心配ないと思っております。

それから、まずは基準ということについては、まず第1番目は、教員の資格がある方、保育士の資格がある方というのが、指導員という立場の職員になります。それについては当初から今まで変わっておりません。

そして、もう一つ、補助の指導員という方がございます。というのは、そういう資格がない方。例えば学生の方。中には今、日本福祉大学の学生の方もみえます。将来教員であったり、そういう教育の現場で職に就きたいという方についても、その勉強のために今お勤めをしてみえる。要は補助という形で、アルバイトという形で来ていただいている方もいますので、そういう方はまだ資格がございませんので補助という形。時給に直しますと、差が開いてありますけれども、そういう方は補助ということ。ただ、その今の教員や保育士については、経験年数によってそれから研修を受けていただく、そして放課後児童クラブの指導員という形の立場を取っていただくということになっておりますので、議員おっしゃった基準が甘いかかそういうことではございませんので、当初より指導員、補助の指導員ということについては何ら変わってございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

2款総務費の総務管理費、文書広報費のことでちょっと1点お伺いします。

広報みはまの内容のことですけれども、町内13か所で様々な説明会に私も参加したのですが、この広報みはまを全く読んでいないという町民ばかりだなと感じてまいりました。これまでの議会の中でも、美浜町の重要な事業、政策等を何で伝えていくのかという面では、この広報みはまというのは大変大きな役割を占めているんだなと思いつつも、各会場で行政の長である齋藤町長自身も町民の皆さん知らなかったじゃないかと。半年にもわたって各事業の説明等も特集を組んでやってきた内容に関しても、行政の長である町長自身が町民の皆さん知らなかったじゃないかという言葉も私も拝聴して、大変残念に思っております。

そのような中、10節需用費の印刷製本費、これが多分広報みはまの作成費に当たるのではないかなと思うのですが、平成31年度の予算立てでは463万3,000円計上されておりましたが、今年度620万円の計上があります。大変大きな額が増えているというところで、何か新しい取組を行って、再度町民の皆様はこの広報みはまから情報を取っていただくような工夫があるのか、この増額の理由を教えてくださいたいと思います。

○秘書課長（中村裕之君）

広報事業の印刷製本費におきましては、その増額の理由としまして、3年に1度発行いたします町政概要、これを150部印刷いたします。その経費11万8,800円の計上がございします。

そのほか、当この広報みはま発行におけます人件費やページ単価等の経費の増、それから消費税の増分の理由によりまして、144万9,000円の増を計上いたしております。

したがいまして、広報みはま発行における新しい取組という意味での増額計上ではございませんが、今後とも見やすく分かりやすい広報に徹していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

119ページの病後児保育運営事業について、説明会で説明があったかもしれませんが聞き取れなかったので、病後児保育運営事業は保健センターの一室を借りてやるということですが……。

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、よかったら休憩入れて後からにしましょうか。

○2番（鈴木美代子君）

はい。すみません。お願いします。

○議長（大岩 靖君）

ここで暫時休憩にします。10時40分に再開いたします。それでは休憩に入ります。

〔午前10時20分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの歳出のうち1款から4款までの間で質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

119ページの病後児保育運営事業については、どんな病気まで保育する予定ですかと。私たち議員は、常滑のところを見てきて、無菌室もあって大変だったんですけども、この予算から見ると、そうびっくりするような病気までは見ないだろうと思うのですが、その予定をおっしゃってください。

次は、131ページの知多厚生病院の運営費補助金ですけれども、約2,500万円の補助金をどんな事業に充当するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、以前のような10年計画ではないと思うのですけれども、これも10年ですか。正確に教えてください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

それでは、119ページ、病後児保育運営費事業について御説明をさせていただきます。

まず、これはどんな病気とおっしゃいましたが、それについては、この病気ということは断定はできません。今考えておるものについては、まず、病気には回復期と回復に至らない場合と2種類あると思います。まず、回復に至らない場合というのは、一般的には、例えば39度以上の発熱が続いているとか、下痢、嘔吐を繰り返している。それとか、インフルエンザの診断がされ、発熱した日をゼロ日として2日目までのこと、それを一般的には病気の急性期、まだ要は安定してない、この先まだどうなるか分からないという時期で急性期と呼んでおります。

今、私どもの令和2年度から考えておる病後児保育については、これ以外の要は回復期の方、例えばインフルエンザで、もう熱が安定しているけれども、まだ医師の診断によって何日間かはお休みをしてくださいという場合、そうしたときに、うちの病後児保育でお預かりをいたします。

一般的に、今、議員のおっしゃった視察をしたというのは常滑市にある医院だと思いますが、そちらについては、知多半島、もうそれこそ、阿久比町とか半田市や東海市からもたくさんの方が見えている施設だと思います。

そこについては医師が常駐しておりますので、無菌室の状態であったり、いろいろな施設があるのは私どもも承知しておりますが、今、保健センターの2階で考えておるところについては、そこまでの設備の投資はできませんので、安定期に入ったお子さんをお預かりする施設と考えていただきたいと思います。

知多厚生病院の運営費補助金についてです。

まず、知多厚生病院は、救急告示病院としての機能を強化するというのが一つあります。それによって今年度、専用病床を増床することで、さらに知多半島の医療圏における、半島南部の唯一の公的医療機関ということで、美浜町、南知多町両町で話し合いをして、さらに、医療体制を強化していただくという意味を含めて、昨年よりも509万1,000円の増額の補助をするということでございます。

今言ったその金額についても、美浜町と南知多町同額の補助でございますので、よろしく申し上げます。さらには、これについては国の特別交付税の措置がございます。よろしく申し上げます。

○2番（鈴木美代子君）

すみません、ちょっと聞こえなかった。何年計画か聞いたのです。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

期間については、明確に何年とは決めておりません。毎年、両町、それと厚生病院と話し合いを持ちまして、今後どうしていくのか、期間についてもまた決めるということでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。廣澤議員。

○6番（廣澤 毅君）

ページ数で言いますと226ページ、4、給与費明細書、1、特別職の給与費等に関する質疑でございます。

地方自治法の施行規則に合わせて修正したため、差額欄を見ると、教育長の給料は年間約698万円、月数で割り返せば月額約58万円であることが分かります。長等は、町長及び副町長の2人分であるということですが、令和2年度一般会計予算に計上されている町長及び副町長の給料月額について、それぞれ幾らぐらいか。町の条例を見れば分かるという声もありますが、町民には町のトップがどれぐらいの給料をいただいているのか知らない方もおみえになりますので、あえてこの場でお聞きいたします。

○秘書課長（中村裕之君）

こちら226ページの給与費明細書に記載されます長等におきましては、令和2年度から規則の規定に伴いまして町長、副町長の2名を計上させていただきました。

なお、町長の給与月額につきましては80万5,000円、副町長が63万円でございます。根拠につきましては、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の別表に定めておりますので、よろしくお聞きいたします。

○6番（廣澤 毅君）

先ほどの令和元年度の補正予算でも質疑を行い、副町長の給料が計上されていることを確認しております。きちんとこの議案第24号の来年度の一般会計当初予算にも副町長の給料が計上されております。ところが、本日、会議の冒頭で齋藤町長は、諸般の報告で、副町長を当分置かないことにすると発言されました。地方自治法だけでなく町条例にも、町長を補佐する役割を担う副町長を置くことになっております。常識的に考えても、任期到来までに選任すべき副町長ポストについて、何も法的な手段を取らずに、当分置かないと言われました。この当初予算は、齋藤町長が当選して、12年ぶりになるのでしょうか、町長として御自身が内容を査定して予算編成し、議案に提案したわけですから、非常に矛盾していると思われまます。

予算内容の審議は、非常に重要な案件でございます。当選以来この1年、齋藤町長は、この議場で私たちの先輩議員に向かって何度も、議員は何をしてきたのかとおっしゃってありました。細かいことではあります、この矛盾と違法を押し通そうとすることに対して、根底から食い違う発言を聞いてしまったので、この予算書に書かれているほかの事業なども執行を認めて大丈夫なのかと。特に新人議員の私たち3人はそういうことを、今回初めてなので、疑心暗鬼になってしまいます。

以前、共産党議員さんが、河村名古屋市長は自ら減額して給与を50万円ほどとか、反対討論で言ってありました。齋藤町長は月額80万円。たくさんの給料をいただいていますよね。この1年間それに見合う働きをしてきましたか。法令を遵守する立場の行政のトップの責任者として、期限までに行動できなかった、その真意をお聞かせください。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほども秘書課長が申し上げたとおり、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に定めがございますので、こちらを遵守いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大岩 靖君）

横田議員。

○12番（横田全博君）

町長にお尋ねいたします。冒頭、諸般の報告をいただきましたけれども、これから審議する令和2年度の一般会計予算では、このように副町長の予算も含まれております。当分置かないということではございましたけれども、これを見てみますと、予算編成の段階では副町長を置くつもりで予算をつけておりますよね。その頃は、現永田副町長の再任を考えていたのか、また、ほかの人を探して新しく任命するのか。そういうことを考えていたのか。また、当初から何も考えずに編成したのか、ちょっとそのあたり、本当のことをちょっと教えていただきたいんですが、町長。

○議長（大岩 靖君）

予算の特別職の給与に載っているということに対して、整合性がないということでの質問ですか。

○12番（横田全博君）

当初、この予算をつくる時には、当然のことながら、副町長は置くことを考えておりましたよね。そのために町長と副町長の予算がここに載っている。それで当分のことは置かないということの整合性を御説明いただきたい。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。予算についての整合性を。

○町長（齋藤宏一君）

冒頭の諸般の報告で御説明したように、置かないとは言っておりません。置く予定でございます。

ただ、今、例えば、私の意中の人お願いしても、家族の了解、本人の御了解、これがあります。その辺でなかなか前には今のところ、だから今のところ決定をしてはいない。そういうことで皆さんに少し日にちを置かせてくださいと、こういうことで諸般の報告で申し上げさせていただきました。だから、予算のときも副町長を置かないということは全くございません。

○議長（大岩 靖君）

当初予算の中の特別職には載っているということ、その整合性についてはよろしいですか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

ちよっととっ散らかっているのであれなのですけれども、先ほど総務部長も条例に応じてこの予算組み、人件費について予算組みを立てているということで、もう一方で、美浜町では副町長を1人置くという条例が存在していると思うのです。齋藤町長は、冒頭の、この議会の議事録にも残らない諸般の報告で、置かないというような、そのような軽い状態ではないと僕は思うのです。現状で4月1日がスタートしたときに、副町長不在ということであれば、美浜町は条例に違反した行政運営がスタートするということなのです。その状態を我々議会側として見ていて、確かに御尽力、御努力されていると思いますが、やはり期日までに副町長を任命するというのは、当然首長としてのこれは職務であるし、やらねばならないことだと思うのです。ですので、条例を違反しているような状態で行政がスタートすることを百も承知で議員が賛同できることというのは限られてくると思うのです。次年度の大切な予算を審議するこの場において、そのような姿勢でよろしいのでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

一般質問の内容によく似ていますが、あくまでもこの予算審議の中の件ですので、予算審議の先ほど、12番の横田議員が言われたように、審議の中の特別職の予算がついていることについての整合性がまだ答弁の中では示されていないと思いますので、その辺をもう一度、答弁の側お願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

ですから、副町長を置かないとは私は当初から言っていない。今の状況で、この方をお願いしようということでも進めていても、御本人、家族の了解をいただかなかつたら、皆さんに提案できないでしょう。私は、第1期、29年前、同じように前副町長、昔では助役ですよ、お見えになった。よんどころない事情で退職された。その後、ずっとなしでございました。助役、なかったんです。それで何とか、その年度1年は過ごすことができた。だから、先ほど私が御説明したように、職員共々、副町長がいなくても、私が決めるまで何とかみんなでやれるという御説明をさせていただきました。

当然、議会の選任同意をいただかなければいけない。そういう面で議員の皆様方に、しばらく、そういうことでお許しをいただけないかということをお願いを当初させていただいたと、こういう経過でございますので、お認めいただけないとなれば、これはまたそのような、どうなるか分かりません。

○議長（大岩 靖君）

町長、質疑の内容が予算の特別職の整合性を求められているので、予算に載っている整合性を説明していただきたいと思います。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほども町長が諸般報告に申し上げたとおり、しかるべき時期に、しかるべき人ということでございますので、その方が決まれば、例えば年度内に決まればその方の選任同意をお願いするという格好になりますので、令和2年度におきましては当初予算にのせていくのが、執行部としては当然だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。13番 野田議員。

○13番（野田増男君）

先ほどから質疑が出ていますけれども、議会運営委員長として確認したいと思います。

副町長を置かないということですから、それは、法令違反ということです。議会としてはそれを見逃すわけにはいきません。置いてもらわなければ困ります。

このままではその採決も、議会の閉会も、今のままではできなくなるかもしれません。町長の真剣な考えをお

聞きしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

議長、交通整理していただいて、いつも予算案に関する事でお願いしますが、一般質問とほとんど同じだったものですから、交通整理していただきたいと思います。

○9番（横田貴次君）

一般質問一般質問とさっきから言われているのですけれども、新年度予算の特に人件費に関わることに對して、我々が納得しないことをさっきから聞いているのです。それに対して一般質問では僕はないと思うんですよ。この特別職の給料が、冒頭から置かない予定があるのにもかかわらず、これに載っているのは何ですかと聞いているわけなんです。2款人件費についてですよ。なぜ一般質問なんでしょう。

それに対して、見つからないだとか、先ほどから聞いていますけれども、総務部長にもう一回お伺いしますよ。これ4月1日で今の状態で副町長不在で行政がスタートした場合、条例違反になるのですか、ならないのですか。

○総務部長（杉本康寿君）

本町の条例に副町長を1名置くとなっております。これは、当然条例になっておりますので、条例違反になるということは間違いございません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに。1款から4款までほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ないようですので、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

151ページです。

美浜の里推進事業があると思うのですけれども、具体的な内容の説明を、美浜の里では、このような事業がいろいろなところにあります。ほかの市町村でも、美浜でこそやるというようなそんな事業を考えていませんか。

○産業課長（三枝利博君）

まず、美浜の里構想を踏まえた中で、美浜町の地域資源を生かしながら、農業、漁業、商工業、観光業などの、まず地域産業間の連携によりまして、町の活性化と稼げる仕組みづくりを構築したいと考えております。

それにはまず、新たな価値をつくり出すための人材育成、人材の掘り起こしが最重要課題と考えております。人づくりに今回焦点を合わせたソフトづくりを中心に取り組み、経済活性の仕組みを学ぶ目的で、人材育成のためのセミナー等を開催したいと考えております。

具体的な内容ですが、株式会社ファーマーズ・フォレスト、代表取締役社長の松本謙氏を講師にお招きしまして、人材育成のためのセミナーを開催します。この方につきましては、「カンブリア宮殿」や「ガイアの夜明け」などで、テレビで多数紹介されており、農林公園ろまんちっく村等、日本全国の様々な地域で地域活性化のプロデュースやコンサルに参画しながら、地域資源の総合プロデューサーとして活躍中です。

また、美浜町の各業種で活動されております地域の方々にもスポットを当てまして、パネラーとしてパネルディスカッションを開催するほか、セミナー参加者を対象としたワークショップを継続的に進めることによりまして、徹底した人材の掘り起こしと育成を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、今、美浜の里のことを私も聞こうと思って通告してあったんですが、同じような内容でしたので、了解しました。ただ、この63万円ぐらいの予算でいいのかというのが率直な思いであります。

181ページ、運動公園整備事業のところでお聞きします。

来年度は多分に、地盤の整地だけに終わりそうな気がしているのですけれども、町長から、あるいは担当部長から出ている、いわゆる事業の見直しあるいは規模の縮小も含めて、これにはどんなことが含まれているのか。いろいろ公園整備だとか舗装のことは言うておるのですけれども、この予算の中ではそういう見直しも含まれているのかどうか。

それからもう一点、同じところで、総合公園の整備事業があります。私は、この事業は当然、これまでの流れからして、野球場、当初は2面でしたけれども、野球場を1面造る、サッカー場、それから駐車場整備ということが前提でしたが、いろいろ課題が出てきましたけれども、この事業に関連して、ずっと言われているあの一角に、多分、総合公園の区画の並びのところに学校再編計画が関連してくるのですが、この総合公園を整備するに当たって、そことどういう位置づけを関連づけて、当然、総合公園ですと産業建設ですけれども、教育委員会、教育部がどういう格好で入るのか、その辺のことを、いわゆる総合的に検討していくことですが、どこにしようかとか、どのぐらいの規模になるかというのは含まれてくると思うものですから、その辺をお願いしたいと思います。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず1点目、運動公園の設計見直しの予算はどうなっているのだということですが、内容につきましては決まっております。といいますのは、私ども担当課としましては、これまで積み上げてきたもので進めたいと基本的には思っております。ただ、コスト的なことですか、いろいろなことで、議会さんとも協議した上で決めていく方針でありますので、今、特別委員会にも御審議いただいておりますけれども、そちらの御意見をお聞きして、修正部分が分かってくと。

予算としましては、その設計の修正業務に関しまして2,000万円見ておりますが、内容については、この範囲でできるものなのか、これ以上かかるのかはまだ決まっております。

あと、総合公園の整備の計画において、学校再編等の位置づけですけれども、都市公園整備事業としましては現段階では、学校の再編のことの位置づけはされておられません。

○1番（山本辰見君）

2つ目の答弁です。今の段階ではと言ったって、すぐ続けて、もう来年は、別個ですけれども、基本構想に入るわけです。そのときに、当然、お互いの部署が連絡取り合ってやるのがもう、そのスタートはもう2年度から始まらないとおかしいのではないですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

当然、町の内部で、学校再編のことについての協議については、私も検討会議の中の一員として入っております。ただ、都市公園整備事業として、今の段階で、公園の中で学校をどうするだとかいう議論には至っておりません。

○議長（大岩 靖君）

ほかよろしいですか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

183ページです。町営住宅の取壊し工事について、具体的に何をするのか。町営住宅に今、取壊し工事についてはちょっとよく分からないのですけれども、何か計画はあるのですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

議案説明の場でも申し上げましたけれども、これまで入居しておりましたA棟、B棟、あの2階建てですね、古い2階建てのところから3階建てのほうに全て移転していただきましたので、2階建てで残っておる。以前、AからFまでありました、順番に取り壊して第2河和を造ったりしてきましたけれども、残っておったA棟、B棟の2つについて取り壊すという事業でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は2点お聞きします。2項目についてです。

1つは、191ページの新学校建設基本構想策定業務ですけれども、この検討の中には当然入るとは思いますが、建設事業費が幾らになるのか、あるいは資金計画はどうなるのか、そういうことも当然含まれてくるとは思いますが、確認です。

また、この基本構想の中で、都市計画事業の一角として設定をして、そういうことが格付、格付という言葉が正しいかどうか分かりませんが、そういうことが可能なかどうか確認をしたいと思えます。

それから、もう一点は、度々指摘をしてきましたけれども、当然、専門の業者にも出すわけですが、町から策定業務で諮問する項目の中に、地域の住民の意見はこうだと、教育委員会はこう思っている、専門家はこう思っているということていくと、地域の皆さんに町案を示して、当然そこで募集をした上で、業者にもこういう状況で一遍検討してほしいということになると思うのですけれども、そういう流れになっているのか。

以前はアンケートを取るつもりはないと、決めるのは町だと、教育部だというようなきつい言葉もあったと思うのですけれども、検討するに当たって、やっぱり策定の案をつくるに当たって、そういう前段階の作業が要ると思えます。

それから、もう一項目は、213ページの図書館が指定管理になります。先ほど課長から、指定管理についての法的な裏づけのことがありましたけれども、委託料の中には当然、備品管理だとか、運営も入るのですが、簡単に言うと、電気の球だとか、下水のポンプだとか、いろんな規模ね、空調機だとか、規模の違いがあるんですけども、どの辺のところまで線引きして管理費が計算されるものかということでございます。

当然、電気の球ぐらいは指定管理の中に含まれると思うのですが、大きい金額になると、10万円なのか、50万円なのか、100万円なのか分かりません。そういうことでございます。

それから、同じように、特に、委託じゃなくて指定管理ということで、業者に全部任せるわけですから、小学校、中学校が図書館を上手に利用できるに当たって、町からどんな申入れだとか話合いだとか、それができているのか。実は私は以前に、碧南の図書館というところに勤めておりました。そこでは、図書館から小学校、中学校に図書をきちっと貸し出すようなことを定期的にやっていたけれども、美浜がそれをやられているかどうか分かりませんが、図書館を利用してもらっただけじゃなくて、管理している図書の利用についてどの程度発言で

きることなのをお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、191ページの新学校建設基本構想策定業務、こちらで山本議員から3点質疑がありましたのでお答えしたいと思います。

まず1点目、この策定業務の中に建設事業費、それから資金計画等の試算も含まれているかについてでございます。

こちらにつきましては、学校再編のための基本構想、これは一昨年策定しております。並びに学校再編実施計画、これは今年度策定をしております。これに基づきまして、まだ候補地がぼやんとしか決まっておられませんので、候補地、それから学校の規模を含めた大まかなイメージを共有できるような、新たな学校づくりの土台づくりに着手することから始めたいと思っています。したがって、建設事業費などの詳細につきましては、もう少し細かい実施設計の段階でしたいと思っていますので、今回の業務には、建設事業費並びに資金計画等の試算は含まれておりません。

2点目でございます。この新学校建設基本構想策定業務、この業務を、都市計画事業の一角に格付することができるかということでございます。

この策定業務そのものを都市計画事業の一角に格付することはできません。

3点目でございます。策定の段階で前もって町案を示し、住民の意見を募る予定はあるかということであったと思います。

これにつきましては、住民の皆さん、保護者の代表の方々、また学校、そして行政と一緒に協議できる組織をつくって企画段階から一緒になって策定を今回進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

私からは、図書館の指定管理後の修繕とか維持管理についてお話しさせていただきます。

当然指定管理料の中には修繕料と維持管理費は含んでおります。先ほど申されたように電球の球替え等につきましては指定管理料の中でやっていただきます。修繕につきましては、一応、80万円という金額を指定管理料の中で見込んでおりまして、その中の範囲内でやっていただきます。

ただ、高額なもの、具体的に言いますと50万円以上の修繕につきましては町が負担していくという仕様書の内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点目、小中学校と図書館の利用についての連携事業、具体的に言いますと、ぐるぐるサービスやブックトークなどの現在事業を行っております。そういう小中学校連携事業以外のものにつきましても、図書館が行っている事業につきましては継続実施していただく内容で仕様書ができておりますので、そういったことで指定管理に出すということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（山本辰見君）

今、仕様書という言葉を使いましたけれども、さっき前段のところ、放課後児童クラブのところ、協定書という協定という扱いはあると思うんですが、それは仕様書が協定に変わるということでしょうか。確認です。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

協定書につきましては別で契約を結びます。仕様書の中身に基づき協定書を結びますので、そういった内容の契約は結びます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

予算のとき、決算のときによく聞いているのですが、教育の問題です。

不登校や非行や、そういったことで、学校を休む……、ごめんなさい、いじめだとか非行で学校を休む子がいると思うのです、不登校で。そういう子について、決算で、決算というか昨年度の教訓でいろいろなものがあつたと思うのですけれども、その教訓に沿って本年度も、適応指導教室などは指導内容を考えているのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

鈴木議員の質問でございますが、恐らく195ページのいじめ不登校対策に当たると思いますので、そちらのほうの今年度の成果、それから、来年度に向けての指導内容について、私のほうからお話をしたいと思います。

まず、いじめ・不登校の事業でございます。令和元年度の実績としまして、12月末現在で新規のいじめの認知が22件ございました。そのうち解消されたのは21件、継続が1件でございます。

ちなみに前年度、認知件数12件、前年度より12件の増となりますが、継続件数が昨年6件だったんですが、5件減りまして1件だけ現在継続しておりますので、そちらは成果が出ております。

あと不登校の状況でございます。これも12月末現在で不登校、小学校が11名、中学校が24名、合計35名となっております。これも前年度と比較しますと、小学校で4名の減少、あと中学校でも6名の減少となっております。

いじめ・不登校の対策につきまして、現在、適応指導教室がございまして、こちらにおける児童生徒の入室実績、こちらは現在11名でございます。小学生が2名、中学生が9名の11名でございます。これも前年度と比較しますと6名増加になっております。ずっとここ四、五年、五、六人で推移していたのですけれども、今回11名が適応指導教室に通えるようになってきました。これは、要因としましては、適応指導教室に相談員と指導員がいますけれども、学校としっかり連携を取って、積極的に声かけをしているのではないかと考えています。

また、適応指導教室ホープみはまでやっておりますが、やはり指導員と相談員、入所している子供たちとの会話ですとか、親切的な活動、これを通じて成果が上がっているという点と、今年度、日本福祉大学の学生によりますメンタルフレンドという制度がこの予算書にも載っています。これも人数増えてきましたので、大学等に話をしまして学生さん3名ほど今年来ていただくようになりました。来年度につきましては、学生との連携、また学校と指導員、相談員、しっかりと連携を取りまして、これまで同様、子供たちが抱えている不安感ですとか不信任感、これらを取り除く、そして傷ついた心を癒やすという温かい雰囲気のある場所の提供をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（大岩 靖君）

山本議員。

○1番（山本辰見君）

別件でいいでしょうか。

さっき一緒に聞けばよかったのですが、213ページの図書館のことで、工事請負費ということで、1,000万円から1,100万円からの大きな改修工事がありました。空調設備等というだけ書いて、主にこういうところと、細かくはいいです。主な改修の内容を確認したいと思います。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

図書館のところの工事請負費につきましては、空調の改修工事と、あとトイレの洋式化、あと駐車場から図書館に入ってくるアプローチの塗装工事でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

12番 横田議員。

○12番（横田全博君）

動議を提出します。暫時休憩することを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ただいま横田全博議員から、暫時休憩することの動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として、採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、暫時休憩することの動議は可決されました。

暫時休憩します。再開時間は、追って放送でお知らせします。

〔午前11時28分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し録音の許可をしました。

お諮りします。横田貴次議員はじめ8名から発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 横田貴次議員、説明願います。

〔9番 横田貴次君 登壇〕

○9番（横田貴次君）

9番 横田貴次でございます。

発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議について。

上記議案を美浜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出させていただきます。

令和2年3月10日提出、提出者、美浜町議会議員 横田貴次。賛成者、同じく美浜町議会議員 廣澤毅議員、大寄暁美議員、中須賀敬議員、荒井勝彦議員、横田全博議員、野田増男議員、丸田博雅議員、以上8名でございます。

それでは、提案理由の説明を簡潔に述べさせていただきます。

この案を提出するのは、美浜町長齋藤宏一氏に対し、法令を遵守すべき行政運営の最上位責任者の立場にありながら、何ら法的措置も講じずに、地方自治法及び美浜町条例の規定に反して、任期満了を迎える副町長職について、本定例会の会期中に選任議案を提出しないことは、町長としての責務を全うしていないと受け止め、その職責を問うためにこの案を提出させていただきます。

地方自治法の規定により、副町長の選任には、議会の同意が必要であります。このまま会期末まで齋藤町長から選任議案が提出されず、議会の同意が求められないまま本定例会を閉会することになれば、私ども議員も議会として法令違反、職務怠慢を見過ごすことになりかねません。

これから、重大事業を幾つも抱える本町にとって、町長だけで全ての職務を行うことに懸念が生じ、一般的常識で考えても、副町長の選任は必要不可欠であると考えています。

地方自治法で定められた副町長職について、あらかじめ分かっている任期満了まで選任推挙することは、自治体の長として当然の責務であり、努力もせずただ置かないと独断で決定すること自体が町のトップ責任者としての危機管理意識の欠如という問題でもあります。

よって、当議会は、美浜町長齋藤宏一氏に対し、美浜町長の給与の臨時特例に関する条例（案）を提唱して決議に付し、会期終了日までには副町長の選任議案及び臨時特例案をこれまでの自戒を町民に示すべく自ら追加提案することを強く要請するものであります。

以上、決議を申し上げます。

令和2年3月10日、愛知県知多郡美浜町議会。

以上で、壇上での提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議についての質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの問責決議でございますが、事前に全員協議会あるいは議運を開いて、この問題はどうかと、いろいろ意見が出されました。私たちは、今、町が、副町長の選任に時間がかかっている、このことは大分以前からこの議会が始まる前からそういう情報は得ていました。

しかし、この決議案の文言の中で、幾つかちょっとそういう発言でいいのかと、意見でいいのかというのが、疑問が残るところがあります。私たちは、副町長がいなくてもいいという、そういう立場ではもちろんありませ

ん。ぜひ何としても、この議会中、あるいは年度内に、午前中の討論でもあったように、年度内に選任できるように努力してもらいたと思いますけれども、推挙をする人選もせず放置しているという表現だとか、後半では、期限までに選任推挙することは責務であるけれども、努力もせずただ置かないという独断で決定すること、こういう決めてかかっているところが、私たちはそこは納得いかない。町長とも面談もしていますし、総務部長の答弁では、できることなら年度内に提案できるといいなということも、一方で努力していると思うのです。そのところについて疑問があります。ですから賛成しかねますという立場です。

質問のような意見のような、質問として受け取って答えるところがあればお願いします。

○9番（横田貴次君）

質問なのかよく存じ上げませんが、今日の議会開会前に諸般の報告で、町長は4月以降、一定時期の間、副町長不在でいく報告をされました。本来であれば、今現状決まっていない、今、頑張ってお探しているけれども、まだ時間がかかると、できる限りの時間の中で自ら努力するというのが、私も議員としての常識であります。にもかかわらず、探してもいない、家族からの同意が得られない、だから4月から副町長不在の時期があるという報告を受けると、真剣に取り組んでいるのかという疑問を持たざるを得ない、そういうことであります。

ましてや、3月31日までにこの人を連れてきたということではなく、議会で同意を得なければならないということは、この会期を過ぎると、臨時議会を開けるのかとか、様々な方向から考えて、今日の最後の議会運営委員会に推挙の議案が上がってくるのを心待ちにしていたのですが、それもないということですので、どのようにこの文言を受け取られるか分かりませんが、極めて一般的な常識、町民が感じる気持ちをそのまま記載したつもりであります。

○1番（山本辰見君）

ただいまの説明の中で、私と受け止め方が違っていると思うのです。私は、最初の町長の諸般の報告、ここでは4月以降という言葉が私は入っていなかったような気がする。しかるべき時期までに提案したいが、しかるべき時期まで改めて提案したいので時間をいただきたいということですから、4月以降置かないという、そういうきちっとした表現はしていなかったように思うのですが、いかがですか。

○9番（横田貴次君）

当議会開催までの間、開催中にこの議案が提出されなければ、基本的にはもう審議する場がないわけなのです。ですので、私はこのままいくと4月1日、条例違反の状態です。美浜町の行政運営がスタートするのを危惧して、4月以降という言葉が。当分の間というのは、いろいろ取り方がありますが、私が一番危惧しているのは、4月1日から副町長不在というような行政運営をやめてほしいというこの案で、この気持ちで上程させていただいております。

○1番（山本辰見君）

最後です。もう一度確認です。

4月以降という表現はしていないということを私は受け取ったのが、横田議員はそういうふうを受け取ってメモしているのでしょうか。しかるべき時期までという表現をしたように思うのですけれども。決して、私、町の執行部の今の対応をよしとしてこのことを言っているわけではありません。絶対、副町長を置いてほしいと。そのためにはいろいろなまだ方法があるのではないかと。時間の問題はあります。例えば、置かないのであれば条例違反になるという答弁もいただきました。では、条例違反にならない方法は幾つかないだろうかということをお私なりに考えたつもりですから、先ほどの4月以降は置かないという説明をしましたが、そこは違っていないかということを確認です。

○9番（横田貴次君）

議事録に残っているから後で確認していただいても結構ですけども、一般常識的に、当分の間というのは、先ほども申し上げましたとおり、3月31日までに何とか探してくるからもう少しお待ちくださいということではなくて、当分の間、副町長を置かないようにするという事は、この議会での選任を見送って4月以降も副町長不在でいくというふうに私は受け止めました。発言の内容が云々ではございません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。中須賀議員。

○8番（中須賀 敬君）

発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議について、賛成の立場から討論いたします。

地方自治法第152条では「町長に事故あるとき、又は欠けたとき、副町長が職務を代理する」と規定されており、災害発生時など緊急事態に備え、職務代理権を持つ副町長を置くことは、常識で考えても必要不可欠だと思います。

自治体には様々なリスクマネジメントが求められておりますが、特に最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、日本全国で日々深刻性を増す中、町行政だけでなく、議会も相応に協力し、その予防対策・感染防止の対策を推し進める状況下であり、議会議員及び町幹部の中で最高齢である齋藤町長がもしり患すれば、重篤化や致死率が高いとされる年齢要件を含めて考慮すれば、なおさら必要性は否めないはずで、齋藤町長が絶対に病気にならない、交通事故には遭わない、災害時でも私は被災しないなど、この世に絶対なんてあり得ないとも言えますから、ぜひ、危機管理対策として、お一人で行政を背負うなどとは考えずに、常識で物事を判断されることをお勧めします。

また、前から公約である運動公園整備の中止ができなければいつでも辞めると議会で公言した齋藤町長が本町に与えた損害額は非常に多額であり、本年度、国から内示を受けた交付金だけでも公園整備事業の遅れにより約1億4,000万円もの返還予定額が、この3月補正予算に計上されていることから明らかであります。

継続を決断したと言いますが、議会の議決どおり正常な元のルールに戻しただけであり、交付金を返せないからという理由で撤回したと齋藤町長はおっしゃいましたが、その責任を議会に転嫁していました。誰にでも明白なことは、当選直後、齋藤町長の当選直後の財政調整基金の残高で、その段階であれば返済可能であったということも事実だと聞いております。

辞職勧告に応じず、年末まで判断を遅らせて招いた結果を見ても、このまま町長を続けて責任を取ると言われていますが、いまだに、国や県にも謝罪して、継続を正式に自らの口で申し入れ、支援をお願いすることもなく、後始末もできないままにしています。

運動公園に関する住民説明会の各会場でも、辞めたらどうかという町民の声にも耳を傾けず、2月下旬に行政区長が開いた区長会においても齋藤町長の進退について進言があったと聞き及んでいます。

御自身は反省する心や自罰を与える勇気もないようですから、辞職したことを思えば、給与減額はまだ軽い自己懲罰であります。行政組織トップとしての責任という点においても、法を守らなければ、当然懲罰は必要であり、法令を軽んじる齋藤町長のために、私たち議員で条例案を提唱します。

自戒の念を態度でもって町民に示すよう、副町長の選任議案及び臨時特例条例を自ら提案することを強く要請するこの決議案に、大いに賛成いたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 美浜町長齋藤宏一氏に対する問責決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、発議第2号は可決されました。

町長に進言します。

ただいまの議会として決議した問責決議を重く受け止めてください。定例会最終日には、副町長の選任議案を追加提案することを強く要求し、また、問責に対する町長の自罰反省行為として、議員が提唱した美浜町長の給与の臨時特例に関する条例案を参考にし、併せて追加提案するよう要求いたします。

日程第22 議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで6件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第22、議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで、以上6件を一括議題とし、順次議事を進めます。

最初に、議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

説明書の341ページでございますけれども、土地開発基金のほうに1億9,000万円繰り出して、全体の予算がこれまで2億3,000万円ぐらいだったのを3,500万円ぐらいに中身がうんと縮小するわけですが、町の将来の土地の利用から見たときに、午前中に違う項目で質問しました、学校再編の図書館あるいは新しい総合公園に確保する、そういうことは、土地取得としては全部そっちに学校再編というか、新校舎建設の予算だけでやっていくのは、この土地開発基金も一定基金を貯めておいて、そこに振り分けることにはならないのかということで、思い切って減らした理由と、そういうことの方角をお願いしたいと思います。

○総務部長（杉本康寿君）

ただいま、基金の御質問でございます。

土地開発基金につきましては、議案説明のときにも、土地開発基金の条例がございます。こちらの限度額が2,000万円ということであってございます。また、本町の将来に向けての基金の積立てになってくるわけですが、まずは、運動公園整備事業につきましては、本来、土地開発基金から支出するのが妥当かと思っておったわけなのですが、会計の明確化をするために、一般会計の公有地の購入のところから支出して、歳入歳出を明確化するために一般会計に移したものでございます。

したがいまして、今後につきましても、先行投資等があれば土地開発基金に持っていくわけですが、学校用地につきましては、まだ場所も明確化しておりませんので、差し当たり、今、基金には積んでいないということでございます。

また、将来、学校用地の部分を購入する場合につきましても、予算の明確化をするために、一般会計で起債したほうが歳入歳出の決算状況もよく分かるという観点から、今回は当分の間、先行取得等がございませんので、基金につきましては1億9,000万円の支出を設けさせてもらったものでございます。

○1番（山本辰見君）

土地と関連しますが、午前中の別の項目でも、新学校建設の問題については、全体の計画ははっきりしていないので、資金の計画、予算の段取りはしていないということですが、例えばそれが20億円になるか30億円になるか別にして、その中の土地代がどうなるかにしても、決まってから用意したのではとても間に合わないと思いますので、基金の在り方、特に小中学校があります、保育園もひょっとしたらそこに造ろうじゃないかということでいくと、土地の確保の問題などをトータルで、私、総合的に判断してということをご提案しましたが、そっちは決まっていないから、総合公園の開発とは関係ないんだというような離れた格好で、ぼつぼつやったのは、本当に今から財政が厳しいと言いながら、基金だと土地を確保する、全部外してしまっているのかというのが、すごく気になるところで、今の説明は分からないではないです、限度額があるとかあるのですが、例えばこ

ここからは外すけれども学校の分にそっちに回す予定だとかいう方向性も持っていないんですか。

○総務部長（杉本康寿君）

基金の件でございます。一般会計の当初予算の予算書の89ページに、基金の積立て事業がございます。こちらに、教育施設整備基金積立金で5,000万円を積んでございます。こちらにつきましては、将来の学校の建設、用地購入等を見越して、今から、金額は5,000万円にはなりますけれども、以後、幾らになるか分かりませんが、基金は積んで、そのときに備えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第30号の質疑を終わります。

以上、6件の令和2年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第23 発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書について

○議長（大岩 靖君）

日程第23、発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 山本辰見議員、説明願います。

〔1番 山本辰見君 登壇〕

○1番（山本辰見君）

発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書についてでございます。

日本政府に、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見。同様に提出者として、美浜町議会議員 鈴木美代子でございます。

提案理由は、政府に対してこの案を提出するのは、政府に対して、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約への参加・署名・批准をすることを強く求める必要があるからであり

ます。

意見書の本文、そう長くないので、紹介しながら、一緒に考えていただきたいと思いますので、もう一面のほうをお願いいたします。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて名文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶へ枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害者の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への参加・署名・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70か国、批准国は27か国と広がっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約への参加・署名・批准をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和2年3月10日、愛知県知多郡美浜町議会。

提出先は、内閣総理大臣と外務大臣であります。

同僚議員の皆さんの御賛同、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書についての質疑に入ります。質疑はありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

2点伺います。

主に、一番下から4行に、アメリカの核の傘下からの文面ですけれども、まず1点、日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。どういうことか具体的に教えてください。

その前文、アメリカの核の傘下に安全保障を委ねている日本政府はとありますけれども、全般的な論調に私は賛成できるんですが、これは日米安全保障条約を解いて、自国で防衛せよということでおっしゃっているんですか。その2点をお伺いしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

1点目の核兵器禁止条約に背を向け続けておりますというのは、これは、実は、この禁止条約の採択には、日本の被爆者が本当に関わっていました。アメリカに住んでいる被爆国の方が国連の中でもきちっと討論に参加して、すごい評価を受けて、被爆者とか被爆国という言葉もこの中に入っています。その中で、日本政府が取っている態度というのは、核兵器を持っている国と持っていない国の橋渡しをするんだということで、そういう表現をしながら、実際にはその核兵器の先ほど紹介した参加・署名・批准することに対して、一向に賛成の態度を示しておりません。本来だったら、大変だからみんなで頑張ろうじゃないかという立場に立つべきですが、これは被爆団体の方々、国連の中でも発言した人たちにも全うな説明もできていません。

それからもう一つ、アメリカの核の傘というのは、基本的には、日本は北朝鮮だとか中国だとか、ほかのところの開発についてはすごい抗議するんですが、アメリカの開発だとかあるいはほかで使う核実験とか何かに対しては全く意見を申さないという形ですから、日米安保条約にも一定関わってはきますけれども、アメリカの核、やっぱり今、全世界的には、そういう軍事同盟から抜けていこうというような大きな流れです。核を持っている国を応援するとか応援しないとかではなくて、日本はアメリカに本当にぶら下がっている格好ですから、そのことを、私たちは核の傘という言葉を使いますけれども、いつまでもやっぱりアメリカが核を持っているから日本は守られているんだという立場では、今、世界の流れは全く違います。そういう状況を私たちは批判して、アメリカに安全保障を委ねている立場を切り替えていきなさいということでございます。

○9番（横田貴次君）

よく分かりませんが、米国との日米安保条約をやめてでも、自国で国防を守っていけとおっしゃるんですか。それ、これに賛成できるかできないかの大きな要点だと思うのですけれども、もう一度お聞かせください。

○1番（山本辰見君）

私は基本的には、軍事同盟に頼る安全の在り方というのは、基本的にもう変えていくべきだと。先ほど、世界の流れを紹介しましたが、今、アメリカとくっついているの、言葉が悪いですが、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、このグループが一定の助け合っているような状況ですけれども、実は、日本に七十何か所もアメリカの基地があることによって大変だというのは、実態としてはもう沖縄のあの狭いところに日本の基地の相当の割合がある。あるからこそ狙われるという心配がありますから、むしろよそでは、アメリカの基地を要らない、もう返しなさい、訓練もやめてほしいという大きな流れです。全部がなくなったわけではありません。特にアメリカの周りでいきますと、中南米、南米のほうは、もうアメリカには来てほしくない。来たら、金は出さないのに口は出すということで、来なくてもいいし、口も出さないでほしいというのが大きな流れですから、くどいようですけれども、それを独自に、アメリカに来ないでもいいとかいうことではなくて、平和友好条約をそれぞれの国と結んで対応していく。軍隊だとか核だとか、それをバックにした平和の在り方ではなくて、平和友好条約をつくって、結んでやっていくべきだというのが、私の基本の立場でございます。

○議長（大岩 靖君）

中須賀議員。

○8番（中須賀 敬君）

山本議員に最後に重ねてもう一つお伺いします。

山本議員の今の発言は、軍備にも頼らないけれども、アメリカにももちろん頼らずに、平和友好条約でやっていこうと私は受け止めました。ただ、それはもちろん理想としてはそれでいいかと思うのですけれども、丸裸で万が一やられたときはやむを得ないという考え方にも受け止められますが、それではよろしいのでしょうか。

○1番（山本辰見君）

私たちは国を守らなくていいなんて全く思っておりません。国防は国の政府の本来の姿だと思う。

もう一つ紹介したいのが、実は、東南アジアは、正確には年数を言えませんけれども、もうこの七、八年、いろいろな複雑なことがあっても、基本的には話合いで解決しようということで、東南アジアではしばらく戦争状態はないと思います。率直に言って1年間に1,000回の話合いをしていると。1,000回というのは、1日に4回も5回もいろいろな部署で、経済の問題もあれば、あるんですけども、そこでは基本は話合いで解決しよう。そうかといって、では、軍隊を持たなくてもいいとか……

○議長（大岩 靖君）

質疑に関しては簡潔に。

○1番（山本辰見君）

無防備でいいかということではありませんので、国防に対して、だから私たちは今、例えば日本で、自衛隊をすぐなくせという立場では全くございません。ということですから、今の無防備で攻撃されたらお手上げだとか、そういう立場ではありません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書についてについて、反対の立場で討論します。

先ほども質問で聞きましたが、将来あるべき姿だということで、今、大変私も心を同じくしておりますけれども、やはりこの議会は美浜町民の生命と財産を守る立場でありますし、日本国も国民の生命と財産を守る立場でもあります。そういった外交努力の中で行われていることに、美浜町議会としてこのような意見書を出すのは、私は不適切だと思います。特に、最後の4行が、私はいつも気になります。これで何回目か分かりませんが、上程をされておりますけれども、やはり、国防というものをしっかり日本という国がした上で、自国の防衛が自国で営めるようになれば、こういった動きは私は賛成できますけれども、現時点では、私の子供から家族から社員から守ることは難しいと考えて、反対させていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手少数であります。よって、発議第1号は否決されました。

お諮りします。野田増男議員はじめ5名から発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第2、発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてを議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

13番 野田増男議員、説明願います。

〔13番 野田増男君 登壇〕

○13番（野田増男君）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について。

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年3月10日提出、代表提出者は私、美浜町議会議員 野田増男、提出者は、美浜町議会議員 山本辰見、杉浦剛、荒井勝彦、横田全博でございます。

全会派一致の賛同を得たため、議会運営委員会から提案させていただきます。

次に、提案理由ですが、この案を提出するのは、国に対して、新型コロナウイルス感染症対策の強化を迅速に図るべく特段の措置を講じられるよう強く要望する必要があるからであります。

意見書（案）は次のページのとおりでございます。読み上げを省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

先ほども申し上げましたが、全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。議員皆様の御賛同をいただければ幸いです。よろしくお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

皆さん、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

全員賛成ですから、これまでは全員賛成の場合は討論もしなかったと思いますが、あえて賛成討論で付け加えさせてください。

といいますのは、この案文が急遽出てきて、昼休みに分析したところですが、中身として本当に大事なこと。ただ、一つ漏れているのではないかなと思って、追加したかったのですが、これでいこうということになったので。

一つは、国は、いろいろな課題はあります。読みようによっては予算をつけて支援しなさいということもあるのですが、率直に言って、今遅れているのは、予算措置が本当に遅れていることです。国も来年度の予算審議をしています。来年度の予算に入っていないとか、補正予算の一部を使うだけで、例えば、事業が大変な人に、会社には支援するけれども、辞めている人、個人で事業をしている人にはいかないとか、簡単に言うと、追加はできませんけれども、これを国に送るときに、必要な予算措置をしっかりと取れというようなことも付け加えたお手紙を添えてほしいというのが本音でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、発議第3号は可決されました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等、委員会審査並びに日程の都合により、3月11日から3月16日までの6日間を休会

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、3月11日から3月16日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る3月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後2時47分 散会〕

令和2年3月17日（火曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月17日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例について
議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第20号 町道路線の変更について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第7 議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算
〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第8 議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算
 議案第26号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第9 議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算
 議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
 議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第10 議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結について
 日程第11 発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について
 日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第6までの各事件
 日程第8から日程第11までの各事件
 追加日程第1 会期延長の期日の件

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君

会計管理者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

学校教育課長 近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

局長補佐兼
議会係長 山 下 美 幸 君

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

新型コロナウイルスの影響が日に日に拡大しております。昨日までの時点で日本国内で1,500人以上の方の感染者の確認がされております。愛知県内におきましても、北海道に続き、全国2番目の感染者の多さになっております。

ただ、一方、快方に向かわれている方も日に日に増えている状況ではあります。1,500人以上国内で感染者がみえますが、620人以上の快方に向かっている方の確認も取れております。どうか皆様方もいろいろな情報に惑わされず、自分の自己管理に気をつけて、この美浜町内でもそういう感染者の出ないように、皆様方も注意していただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、一連の新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う感染予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから

議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで8件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上8件を一括議題とします。

以上8件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下に、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、8議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてにおいて、公共的団体等の役員と地域の代表者の違いは何かとの質疑があり、今回の改正は、行政区の区長を地域の代表者として附属機関の委員に選任できるよう選任基準を見直し、用語の統一で字句を整理したもの。また、公共的団体等の役員への変更は字句の整理を行ったもので、区長は含まれないとの答弁がありました。

また、議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてにおいて、この条例改正によりどのような編成になるのかとの質疑があり、4月15日より6分団12班の構成となる。1班の上限は15人であるとの答弁がありました。

また、議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてにおいて、該当者と販売店への周知はどのようにしていくかとの質疑があり、広報で周知するとともに関係団体へも周知に努めるとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、8議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町表彰条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する

条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例
についてまで7件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上7件を一括議題とします。

以上7件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月12日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下に、

説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてまで、7議案について、審査、採決の結果、議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてについては賛成多数により、その他6議案については全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにおいて、なぜ値上げしなければいけないのかとの質疑があり、基礎課税分の課税限度額の引上げで、平成31年3月29日に地方税法施行令の改正に伴い、3万円引き上げるものであるとの答弁がありました。

また、議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてにおいて、指定暴力団関係のチェックの仕方はとの質疑があり、半田警察署と自治体でチェックする協定を結んでおり、誓約書を取って確認するとの答弁がありました。

議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、家庭系可燃ごみにその他町長が特別の理由があると認めるものは、おむつの収集方法と具体的な周知方法等との質疑があり、当面除外するのは紙おむつだけでそれ以外は想定していない。袋の指定はしないが、紙おむつと分かるような半透明の袋を想定しているとの答弁がありました。

また、近隣市町の状況はとの質疑があり、常滑市、知多市、東浦町は既に実施している。広域環境組合の管内では、半田市、武豊町、南知多町も具体的に有料化の議論を進めており、令和3年4月には実施したいとしているとの答弁がありました。

また、今のごみ袋がそのまま使えるのかとの質疑があり、令和3年4月から現行のものは使えない。今後説明会で周知していくとの答弁がありました。

また、説明会の予定はとの質疑があり、準備でき次第、町内各地で昼夜行うほか、その他団体からの要望に応じ行う予定であるとの答弁がありました。

議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、第12条第6項の条文は不要ではないかとの質疑があり、FIT法に該当するものを前提に条例制定したが、試験的運用または電力会社と直接値段交渉して建設することも可能であることが判明したため条文を追加したとの答弁がありました。

また、附則の改正で「又は」から「かつ」としたのはとの質疑があり、経過措置において、改正前では国の認定があれば適応除外となっていたものを、未工事であっても届出を必要とするよう改正したとの答弁がありました。

なお、ほかの議案については質疑はありませんでした。

また、7議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私の担当は総務産業ですから、文教厚生常任委員会の傍聴に参加させていただき、この第18号の中で最後に、先ほど他の市町の状況を言いましたけれども、東海市のようにやっている、家庭の単位について一定枚数無料でやることはできないのかと。それは、今度50円に値上げすることをそれぞれの町民に何か返す方法はないのかという質問があったと思うのです。それに対する答弁を概略で結構です。こういう考えだということがあったと思いますので、いかがですか。

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

お答えによれば、世帯が多岐多様にわたるということで難しいということだったと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私はただいま議題となりました議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論します。

今回の改正の基本は、家庭系ごみの収集運搬及び処分について手数料を徴収する、有料化の課題であります。

当初の計画では、ごみ処理袋の有料化は、全体のごみの削減計画がうまくいかなかった場合、最後の手段としてが前提となっていました。これについて様々なごみの対応があるわけですが、ミックスペーパーについては導入されましたが、今回、草木、枯れ葉等の削減、プラスチックごみの問題、エコステーションの取組をしないまま先送りし、令和3年4月から一斉に事業展開すると同時にごみ袋有料化を押しつけるものであります。そして、令和2年度はPRだけ、私はそう受け取りました。PRだけであり、2年度内にやれる課題は全くないのでしょうか。なぜやらないのでしょうか。

もう一点は、条例の内容についてでございますが、少し不備があるのではないかと思います。

第9条に一般廃棄物の処理手数料として、「家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分並びにし尿の収集及び運搬について徴収する手数料は、別表に定めるところによる」となっておりますけれども、ごみ袋の作成代金について何ら説明がありませんし含まれていません。ただし、含まれているか条例にはありませんが、討論の中では、45リットル50円の中に含まれるのだということでしたけれども、条例上それがはっきりしていないということ。

もう一点、先ほど少し質問したことと関係しますが、文教厚生常任委員会の討議の際に、ごみ袋の有料化をどんな方法かで住民に還元できる方法はないかと、先ほど東海市のことを言いましたけれども、そのような例もあるということでしたが、それはできないと答えました。そして、そのほかのごみの削減にも取り組みたい、活用したいという答弁に私には聞こえませんでした。これはそのほかのごみの削減に使ってもいいと条例では全くうたわれておりません。

この全体として3点ぐらいの問題を指摘して、今回の条例改正案には私は共産党として賛成できません。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号 町道路線の変更について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第20号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となりました議案第20号 町道路線の変更については、審査、採決の結果、全員賛成により可決

しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 町道路線の変更についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

歳出において、行政協力特別交付金について内容はとの質疑があり、町名義の区有地処分小野浦区へ支払うものとの答弁がありました。

また、放流種苗育成事業補助金、アサリの稚貝の放流でございますけれども、減額の内容は。また、野間漁協のみ実施の理由はとの質疑があり、カイヤドリウミグモの発生により放流が中止となったため。実施計画では両漁協で計画はしていたが、美浜町漁協からの要望がなかったためとの答弁がありました。

また、空き家対策事業で減額の要因はとの質疑があり、実績に伴う減額。補助メニューのうち、町外から新た

に新築で入ってくるものは、当初予算4件に対して実績ゼロ件、中古住宅についても同じくゼロ件、特定空家の除去においても実績が当初の見込みに達しないというもののとの答弁がありました。

歳入においては、都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金（都市公園整備）で、運動公園整備中止検討がなくそのまま進んでいけば、約1億4,100万円の交付金の返還はなく、そのまま使えたのかとの質疑があり、今回の計上額は返還額でなく予算の減額である。当初予算では、運動公園が2億2,350万円、総合公園が2,150万円、合計2億4,500万円であったが、国の内示額は、運動公園が2億3,400万円、総合公園が1,600万円、合計2億5,000万円であった。事業検討で執行できなかったため、総合公園が1,600万円、運動公園が8,800万円の執行予定で、1億4,600万円が交付金の辞退となった。予算の減額と実際の内示額辞退の差は生じる。事業が何事もなく進んでいけば、当然返さずに済んでいるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

では、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案に関しまして、議案質疑の折にも質問をさせていただきました。また先ほど、総務産業常任委員長より報告のごさいました歳入においてですが、都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の1億4,100万円の減額

につきまして質疑をさせていただきましたとおり、また、総務産業常任委員会でも十分な質疑がなされたのかなと思っております。

事業の見直しの中止の検討がなければ、この1億4,100万円の予算辞退をすることはなかったという常任委員会での報告もございましたが、今後、この1億4,100万円の県・国からの補助金の獲得をしっかりとやっていたと同時に、この事業中止の検討をなされたことで工期が遅れている陸上競技場含む運動公園の早期竣工、完成を心から祈念申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はございませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和元年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○10番（荒井勝彦君）

日程第7の議事に入る前に、日程第7の議案第24号について、議事の日程の繰下げを求めます。

日程第8以降を先に審議、採決し、日程第11を終えた後に日程第7を繰り下げることが必要と考えており、同僚議員の皆様には賛同をお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

理由が分からないので、私たちは賛成しかねます。当初、議運で日程を論議して決めたわけですから、今どういう理由なのか、理由も含めて説明願います。

○議長（大岩 靖君）

動議に対するということですか。

先に今の動議を諮ってからにします。

○1番（山本辰見君）

動議について私は今聞いているんです。

○議長（大岩 靖君）

いや、だから、動議を先に諮ります。

ただいま、荒井議員から、日程第7、議案第24号について、議事日程の順番を繰り下げをを求める動議が提出されました。

お諮りします。日程第7、議案第24号について、日程第11の後に議事を繰り下げることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

荒井議員の動議に対し、ほかに1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

本動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。本動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本動議は可決されました。よって、日程第7、議案第24号について、日程第11の後に議事を繰り下げることについて決定しました。

日程第8 議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算まで、3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算から、議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算から、議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算において、迷い人捜索支援システムは利用者が500円でタグを購入し利用する事業か、また、保険の資質から加入者全てがサービスを受けられるほうが望ましく、全額を町費で持ち、全員に持たせる検討はしなかったかとの質疑があり、タグの購入費は1個当たり4,500円だが、そのうち500円を本人に負担していただく。本人負担を設けたのは、少しでも負担していただくことにより大切に使用していただくよう望んだもので、配布については予算的な問題もあり、認知症などで必要な方だけとした。現状においては、徘徊により捜索する事例は少なく、迷い人検索SOSに登録している人も少ないが、このシステムの導入を機会に必要な方の登録が進み、地域全体で高齢者の外出を見守る仕組みをつくっていききたいとの答弁がありました。

また、購入対象者は高齢者のみかとの質疑があり、対象者は介護保険の対象者に限定されるが、必要であれば一般会計での対応も検討していきたいとの答弁がありました。

なお、ほかの2議案については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私はただいま議題となりました議案第26号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論します。

傍聴させていただいた文教厚生常任委員会では深く議論はされませんでした。愛知県の後期高齢者医療保険制度についてホームページ等で調べましたところ、幾つかの課題があることが分かりました。この会計予算でも、11%広域連合に納める納付金が増えます。3,187万7,000円となっております。増額になります。

もう一点が、実は後期高齢者医療制度発足時において、激変緩和措置というのが取られておりました。これは保険料の均等割軽減でございますけれども、本則では7割軽減するつもりでしたが、これを一定期間上乘せして軽減を8.5割とか9割にする、こうされてきましたけれども、2019年度から段階的に見直されています。

具体的には、所得の要件にもよりますが、2018年度に8.5割軽減の区分の方は19年度には同じで8.5、20年度に7.75、21年度で7割に下がります。それから、2018年度に9割軽減であった方は19年度に8割、20年度から7割に改悪されます。これによって後期高齢者医療を受けている方々への負担増になるわけでありますので、認められません。

もともとこのような結果をつくり出したのは、本来国がもっとこの後期高齢者医療について予算措置をするべきところを削減してきた、それに愛知県も追従してきた結果であります。愛知県も以前はきちっと県の予算でこれに補助しておりましたけれども、金額が少なくなったからやめると、真反対でございます。ほかの都道府県ではきちっと一定の補助もしています。

したがって、今回の後期高齢者医療特別会計予算には反対をさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和2年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔「議長、休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

今、石田議員より動議が出ましたが、賛成の方の挙手を求めます。

休憩の動議です。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

休憩の動議は2人以上ですので、動議が成立いたしましたので、休憩を取ることに採決をいたします。

休憩を取ることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、暫時休憩に入ります。10時30分に再開いたします。

〔午前10時10分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議に入ります。

日程第9 議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで、3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算から、議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算から、議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算まで、3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算において、昨年とは合併処理浄化槽に方向転換する調査があったが、予算はどうなりましたかとの質疑があり、令和元年度で合併処理浄化槽個別設置または共同浄化槽の設置の調査中であり、結果の報告は近いうち行う予定である。令和2年度予算にはないとの答弁がありました。

また、ちなみに40年間でどのくらいになったのかとの質疑があり、最適整備構想での試算は、10年間で施設更新費用が7,700万円、次に、40年間で必要なものが2億9,600万円という結果が出ている。この結果と併せて、今後浄化槽の比較をしていく。これはあくまで施設のみの金額で、受益者の負担も含め判断するとの答弁がありました。

議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算において、更新率の実態はどの質疑があり、おおむね老朽化率は20%、国道の石綿管改修に時間を要した。計画的に増やして対応していくとの答弁がありました。

なお、議案第28号については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和2年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 令和2年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 令和2年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては教育部長から説明をいたしますので、慎重御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

提案理由の説明は以上でございます。

[降壇]

○教育部長（天木孝利君）

それでは、議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結について御説明いたします。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、去る3月10日に本町の教師用教科用図書等の取次供給所である合資会社同盟書林より見積徴取をいたしました。その結果、別紙資料のとおり、1,545万5,217円での落札となりましたので、同日付にて資料裏面のとおり、仮契約を締結いたしました。本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

物品購入の内訳といたしましては、布土小学校はじめ6校における国語をはじめとした各教科の教師用の教科用図書、指導書及び指導用教材・教具などでございます。

なお、納期につきましては、令和2年3月31日を予定しております。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長（大岩 靖君）

議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についての説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開時間は追って放送でお知らせします。

[午前10時42分 休憩]

[午前11時05分 再開]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事を進めます。

議案第31号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 小学校教師用教科用図書等物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は、原案とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大岩 靖君）

日程第11、発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。野田議員。

〔13番 野田増男君 登壇〕

○議会運営委員長（野田増男君）

発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を別紙のとおり提出する。

令和2年3月17日提出、代表提出者は私、美浜町議会議員 野田増男でございます。提出者は美浜町議会議員 山本辰見、杉浦剛、荒井勝彦、横田全博でございます。

全会派一致の賛同を得たため、議会運営委員会から提案させていただきます。

次に、提案理由でございますが、この案を提出するのは、国・県等の支援を最大限に利用して迅速に、町民に対する多方面・多極的に柔軟な対応での万全な対策を講じるよう町に要請し、併せて本町議会としても町政に対し全力で支援すべく、本町が講じる感染症対策に関する喫緊の施策に対し、協力を惜しまないことを表明するものであります。

決議案は次のページのとおりですので、読み上げを省略させていただきます。

なお、議会としての意思表示であり、特段町へ提出はいたしません。議場におみえになる幹部の方々には、心して対策に万全を期していただくよう切に願うところでございます。

先ほど申し上げましたが、全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。議員全員の御賛同をいただけますようお願いし、提案理由の説明といたします。皆さんよろしく願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○10番（荒井勝彦君）

先ほど順番を繰り下げた日程第7の議事に入る前に申し上げます。

先週の本会議において、チャレンジMIHAMAから法令を守るべき立場の齋藤町長に対し、問責決議を提案して可決しております。このまま地方自治法違反及び町条例違反にならないよう、副町長の選任議案を本定例会の会期中に追加提案するよう求めました。

御承知のとおり、本日が定例会最終日ですが、いまだ提案されておられません。議案第24号の令和2年度一般会計予算に副町長の給与は計上されております。町長に対し猶予期間を置くため、日程第7の議案第24号について、本日の採決保留及び本定例会の会期延長を求めるよう動議いたします。御賛同お願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ただいま、荒井議員から日程第7、議案第24号について、本日の採決保留及び本定例会の会期延長を求める動議が提出されました。

お諮りします。日程第7、議案第24号について、本日の採決保留及び本定例会の会期延長について賛成の方の挙手を求めます。

先ほどの荒井議員からの動議に対して賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

荒井議員の動議に対し、賛成者がありましたので、動議は成立しました。

〔「議長、いいですか。動議です」と呼ぶ者あり〕

○1番（山本辰見君）

会派で相談したいので、休憩をさせてください。

というのは、全く事前の相談というか話し合いもなく、多数会派で押し切ることに非常に疑問を感じますので、時間を取ってください。

○議長（大岩 靖君）

ただいまの山本議員の動議について賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、暫時休憩いたします。再開時間は追って放送いたします。

〔午前11時14分 休憩〕

〔午前11時40分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

荒井議員からの本動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。本動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本動議は可決されました。

ここで暫時休憩します。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

休憩中に大会議室において議会運営委員会を開催し、会期延長等についての協議をお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

[午前11時42分 休憩]

[午後2時10分 再開]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。会期延長の期日の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、会期延長の期日の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 会期延長の期日の件

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、会期延長の期日の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日17日まででしたが、先ほどの動議採決により会期延長が決定されております。休憩中に開催した議会運営委員会で協議し、決定したとおり、会期を3月19日まで2日間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、会期は3月19日まで2日間延長することに決定しました。

○議長（大岩 靖君）

お諮りします。先ほどの動議採決により、本日の議事日程のうち、日程第7及び日程第12について採決を保留し、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月18日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、明日3月18日を休会することに決定しました。

来る3月19日は午前9時から本会議を再開いたします。本日はこれで延会します。

[午後2時13分 延会]

令和2年3月19日（木曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第5号）

令和2年3月19日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

日程第1 議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算

[各担当常任委員長 報告]

日程第2 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

追加日程第1 同意第2号 美浜町副町長の選任について

同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任について

日程第1から日程第2までの各事件

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

日に日に日差しの暖かさを感じる季節になってまいりました。ただ、皆さんも御存じのように、新型コロナウイルスの影響がいよいよ隣の町まで来ております。昨日発表がありましたが、隣の町から出た新型コロナウイルス感染者の経路がまだはっきりしていないという不安はあります。ただ、この町民の方も我々も不安に感じている新型コロナウイルスの対策は、町としても万全な対策を取っております。美浜町議会も住民の皆さんが不安に感じない町条例、町の執行を皆さん方でしっかりと考えていただき、本会議で町民の皆さんが安心していただける美浜町を築いていただきますよう、皆さん方とともに頑張っていきたいと思っております。

会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

美浜町議会では、一連の新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う感染予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においてはマスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長、発言してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

諸般の報告を1件申し上げます。

懸案事項でありました副町長の選任についてでございますが、このたび調整が整い、本日、追加議案として上程する運びとなりましたので、御報告をさせていただきます。議員の皆様にはいろいろ御心配をおかけいたしました。慎重御審議いただきますようお願い申し上げます。

諸般の報告は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

以上で町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

お諮りします。

ただいま、町長から同意第2号 美浜町副町長の選任について及び同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 美浜町副町長の選任について及び同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開時間は追って放送でお知らせします。

〔午前9時05分 休憩〕

〔午前9時30分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 同意第2号 美浜町副町長の選任についてから

同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてまで2件一括

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、同意第2号 美浜町副町長の選任についてから同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてまでを2件一括議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加上程いたしますのは、同意第2号 美浜町副町長の選任についてをはじめ2件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第2号 美浜町副町長の選任についてでございますが、現副町長の永田哲弥氏には平成28年4月1日より1期4年間、副町長としてお務めいただきましたが、このたび任期満了となりますので、その後任として、現厚生部長であります八谷充則氏を副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

八谷氏は、お手元の資料のとおり、昭和61年に大学を卒業後、美浜町職員となりました。33年間の行政経験があり、その間、環境保全課主幹、議会事務局長兼監査委員事務局長、厚生部長などを歴任し、行政全般に幅広く精通をいたしており、副町長として適任と思っておりますので、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

次に、同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてでございますが、評価員の永田哲弥氏より辞任届が提出されましたので、新たに八谷充則氏を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

同意第2号 美浜町副町長の選任についてから同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてまで、以上

2件の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について順次議事を進めます。

ここで、次の2件の議案は、人事に関わる議案のため、厚生部長 八谷充則君の退場を求めます。

〔厚生部長 八谷充則君 退場〕

○議長（大岩 靖君）

最初に、同意第2号 美浜町副町長の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。野田議員。

○13番（野田増男君）

チャレンジMIHAMAを代表しまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、先日は議会運営委員会に、町長、来ていただきまして、どうもありがとうございました。ちょっと言い過ぎな面もありましたけれども、美浜町のことを思っていますので、勘弁いただきたいと思えます。

八谷氏とは、私が議長のと時から局長をしていただき、よく分かっております。この人なら美浜町副町長として任せられると私は信じ、賛成をいたします。また今から、大学、運動公園、いろいろな大変なことがあります。八谷氏なら必ずやってくれると思って賛成をいたします。

また、永田副町長におかれましては、どうも長い間、御苦労さまでございました。なかなかつらいところもあったかと思いますが、次の場面もあると思えますので、またよろしく願います。

これで私の賛成討論といたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町副町長の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、八谷充則君の入場を求めます。

〔厚生部長 八谷充則君 入場〕

○議長（大岩 靖君）

ただいま副町長に選任されました八谷充則君より御挨拶をお願いいたします。

〔厚生部長 八谷充則君 登壇〕

○厚生部長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

ただいまは、可決していただきましてありがとうございます。また、野田議員には賛成討論までしていただきまして光栄でございます。

人格に優れ、能力もある永田副町長を尊敬しておりますが、その方の後任ということで、果たして自分に務まるだろうかと不安でございます。ここ二、三日、睡眠不足になっておりますが、家族には、このまま定年まで勤めて、その後、再任用として65歳まで働いたほうが安定じゃないかとも言われました。それでも今回お引き受けすることにしたのは、議会の混乱を何とかしなければいけないということもあるのですけれども、それ以上に、副町長の立場で、この町をよくしたい、活気のある町にしたい、子供たちがこのまま住み続けようと思うようなまちづくりをしたいという思いでございます。

皆さんも御承知のことかと思えますけれども、私は思ったことを率直に口にしてしまうところがありまして、これが欠点でもあり長所でもございます。町長に、お引き受けするときに、私の性格を御存じだと思いますので、これからもいろいろと進言させていただきますがよろしいでしょうかとさせていただいたところ、構わないとおっしゃっていただきました。私は、話合いの中からお互いを理解して尊重し合うことが大切だと考えております。これは執行部と議会にも言えることではないかと思っております。これからも町を思って、町長、職員、議

員の皆さん、そして住民の方と話し合いを重ねることによって、共によい町をつくっていきたいと思っております。

とはいえ、私若輩者でございますので、少し温かい目で、長い目で、御指導と御協力をいただきますようお願い申し上げます。就任の御挨拶をさせていただきます。よろしく願いいたします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第1 議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算

○議長（大岩 靖君）

次に、日程第1、議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、ふるさと納税謝礼品を選定する委員会などのシステムを設けているのかとの質疑があり、特になく、出品に審査はない。ほとんどインターネット経由であり、手続の煩雑等で出品をちゅうちょされる方もいる。相談等の窓口は総務課で行っているとの答弁がありました。

また、給与費明細にある長等の給与費計上と、町長の諸般の報告との矛盾を説明されたいとの質疑があり、副町長選任は時期が不確定ではあるが、予算作成に当たり、予算の執行に支障がないように当初予算へ計上しているとの答弁がありました。

また、移住支援金事業で、どのようなメニューがあるのかとの質疑があり、愛知県との共同実施で、東京23区への一極集中を是正し、地方への移住を促進する事業で、全国の希望する自治体で実施している。移住者には移住支援金として1世帯につき100万円、単身では1人につき60万円を支給する。係る費用については、地方創生推進交付金として国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1を負担する。現在、愛知県下50市町村で取り組み、チラシやホームページで紹介しているとの答弁がありました。

また、JETプログラム負担金、どんな事業を行うのかとの質疑があり、JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に実施するもの。令和2年度において、美浜町が国際交流員1名を要求しており、翻訳やイベント等、国際交流事業に従事していただくための会費、保険、研修費等を負担金として計上したとの答弁がありました。

5款労働費においては、質疑がありませんでした。

6款農林水産業費においては、農業次世代人材力投資事業補助金の対象事業の内容はとの質疑があり、対象者は12名で、新たに2人加わり、米、ハウスキュウリを行う。50歳未満で、人材育成を行うもので、県普及課と相

談しながら取組を進めているとの答弁がありました。

また、地域担い手育成支援事業は、どのようなメニューを考えているかとの質疑があり、農業機械や施設の導入経費の補助金となるとの答弁がありました。

また、美浜の里推進事業の内容と今後の展望はとの質疑があり、新たな価値をつくり出すための人材育成が最重要課題と考えており、経済活性の仕組みを学ぶ目的で著名な講師のセミナーを行う。また、ワークショップを継続的に進め、徹底した人材の掘り起こしと育成を図っていきたいとの答弁がありました。

7款商工費においては、食と健康の館指定管理委託料を引き下げた理由はとの質疑があり、協議会をつくり、集客など企業努力を期待しているとの答弁がありました。また、食と健康の館の経営者を除く従業員数はとの質疑があり、レストラン8人、売店5人、事務員2人の15人であるとの答弁がありました。

8款土木費においては、都市下水路改良工事の内容はとの質疑があり、川田下水路の対策でテトラ6基増設を行うとの答弁がありました。

また、運動公園整備事業委託料9,700万円の内容はとの質疑があり、令和2年度は、工事は山王川左岸へ土砂の移動を行う。業務は修正設計分として2,000万円のほか、工事変更対応、URの事務費である。また、令和元年分で減額した設計分を要望し、補正対応したいとの答弁がありました。また、町長は、どうせ造るのなら良いものを造れと言っている。その内容でよいかとの質疑があり、陸上競技場の仕様についての意向確認は済んでおり、交付金の追加要望をしたとの答弁がありました。また、総合公園拡張事業委託料、土地購入費の内容はとの質疑があり、課題がある土地の利用も含め、全体的に設計を修正する業務である。土地購入費は地主3名分の未買収分で、土地利用も検討した中で必要に応じて購入するための予算計上であり、総合公園拡張事業の予定地の残りを全て計上しているとの答弁がありました。また、設計の修正内容はとの質疑があり、調査するにも処理費にも莫大な費用がかかるため、基本的に触らない。簡易的な地質調査の結果、フッ素の数値が僅かに超えたが、下流の吉田下池の水質にも影響は出ていない。基本的には、土を出さず封じ込め、公園の利用の検討を行うとの答弁がありました。また、グラウンドの変更の構想はとの質疑があり、硬式野球場、区域内の道路の付け替え等、事業費も含めた検討をしていくとの答弁がありました。また、基本構想の見直しでよいかとの質疑があり、公園としての土地計画を検討し必要性に基づいて購入していく。また、計画の見直しを検討する中で、区域の拡張または変更も検討するとの答弁がありました。また、都市計画決定区域の見直しも含むということかとの質疑があり、必要があれば県と相談をしていくとの答弁がありました。

また、9款消防費においては、火の見やぐら撤去工事はどこの工事かとの質疑があり、細目の火の見やぐらと若松のホース塔を行う。野間班詰所新築に伴い、撤去を行う。次年度以降には、残りの柿並の火の見やぐらを撤去する予定であるとの答弁がありました。

また、同報無線のバッテリーの交換はどこの科目で行うのかとの質疑があり、14節同報無線整備工事の中で行うとの答弁がありました。

次に、歳入については、16款2項5目3節の住宅費補助金で社会資本整備総合交付金は何かとの質疑があり、町営住宅取壊し工事に対する交付金で、2分の1の補助であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、おはようございます。

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算うち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

3款民生費においては、敬老事業について、かんぼの宿の利用補助券を廃止したが、どのような検討をしたかとの質疑があり、高齢者施策ニーズ調査において、日帰り事業を利用しないとの回答が52.7%あり、高齢者世帯、独り暮らしの外出支援等のニーズが高い結果が出たことを踏まえ、外出支援施策の内容を変更したとの答弁がありました。

また、病後児保育運営事業で対象とする病気は何かとの質疑があり、特定の病気を対象とするものではなく、病後の回復期にある子供を対象としているとの答弁がありました。また、病後児保育運営事業の人員体制、事業に対する補助金対応はどのようになっているかとの質疑があり、常駐ではないが、看護師、保健師、保育士で対応する。補助金は人件費に対し国3分の1、県3分の1が補助されるとの答弁がありました。

4款衛生費においては、高齢者インフルエンザ予防接種について、医療機関では2回打つようにとされているが、補助はどうなるかとの質疑があり、補助は1回分のみで、2回目以降は自己負担となるとの答弁がありました。

また、リサイクル土対策の検討状況はどの質疑があり、埋立て条例でリサイクル土対策をしている千葉県を参考に検討しているとの答弁がありました。また、土壌分析調査費は計上してあるかとの質疑があり、土壌分析調査は基本的に事業者が行うものだが、疑わしきものについて町独自に調査する費用として4回分の調査費を新規に計上したとの答弁がありました。

また、ごみ減量化事業で、古い指定ごみ袋の買取りはどの質疑があり、買取りはしないため、計画的な購入をお願いしていくが、交換による救済措置は考えているとの答弁がありました。

また、知多南部衛生組合の新火葬場建設が都市計画決定され、都市計画基金を充てていくとのことだが、幾ら充当するのかとの質疑があり、財源内訳に記載してある繰入金1億166万2,000円が都市計画基金からの充当であるとの答弁がありました。

10款教育費においては、新学校建設基本構想策定は、時期、広報、取扱いはどのように行うのかとの質疑があり、小中一貫校として打ち出したものの、建設場所は未定であり、構想は各地域と一体となった組織をつくり、課題等の協議を行い、時間をかけてつくっていききたいとの答弁がありました。

また、小中学校にエアコンを設置したが、予算書を見ると、光熱水費が昨年より減額されている。大丈夫かとの質疑があり、昨年在猛暑等を見込み多く計上したため、本年は実績と予測で計上したものの答弁がありました。

歳入全般については、幼児保育無償化の補助金はどこで受けているのかとの質疑があり、令和2年度からは、一部地方交付税措置されるほかは消費税の改正による町の増収分で行うとされており、補助金はないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算について、日本共産党議員団として反対の立場から討論いたします。

3月定例議会の一部の条例改正などもありましたが、中心課題は、町民の皆さんが苦心して納めていただいている限られた税金が適正に予算化されているのか、無駄を削り、不要不急な負担金などは大胆に見直しているだろうか、本当に必要なお金というか予算が回すようになっているのか、そういうことをしっかり分析できるかが問われる議会であります。

昨年10月から増税となった消費税の影響額は、昨年は半年分負担しただけでも、それによって令和元年度特別会計も含んで1,670万円となっております。そして、今度の令和2年度は4月からそっくり10%になりますので、さらに膨らみます。今年はこの消費税率の増の影響に加えて、皆様御承知のように、年明け早々から新型コロナウイルスによる影響が町内の企業、中小企業だけでなく、多くの関係者に対して、働き場所がなくなるとか収入が途絶える、あるいは利用客減少による売上げ減収がまともに影響してきております。本当に私の地元、旅館、民宿、あるいは食べるところを含めて本当に深刻な状況であります。そして、これはもう経済界全体の問題となっております。

あえてこの問題を指摘したのは、国で決められたことではあります。私たち議員からも意見書等でこの消費税について発言をしておりますけれども、自治体としてはどうしようもないのだということではなく、県を通じて、さらに国の関係機関に対して、最低でも、安倍内閣が2回引き上げたことによる、その前の最低でも5%に戻して、これの対応をしていくべきだ。これをぜひ自治体からも上げていただきたい、こう思います。

中身に少し入っていきます。

負担金の中でどうしても見過ごすことができない課題が多過ぎます。リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金です。金額は少ないといっても、実はリニア工事は未解決の問題を先送りして、国費、県の負担金をつぎ込む強引な計画であります。様々な未解決の問題はここであえて一つ一つ紹介することは省きますけれども、当初、JR東海は、民間の事業であり、自分たちだけでこの事業を進める、国には世話にならないと豪語してスタートしたわけですが、実際には、全体、今の段階で9兆円とも言われる工事費に対して、国から財政投融资という形で3兆円もつぎ込むこととなります。しかもこれが30年間据え置き、支払い免除であります。

このように民間企業の事業と言いながら、大型公共工事に匹敵する課題、これまでも繰り返して指摘してきましたけれども、美浜町がたとえこの期成同盟会から外れても、町民の利用が制限されるわけではありませんから、町民の皆さんに理解していただくような説明は、これまでもあまりなされておられません。

そのほかにも負担金の中では、例えば中部国際空港知多地域振興協議会負担金5万円をはじめとした道路関係、港湾関係、その他の協議会、期成同盟会等の負担金があります。これらの中で負担金の必要性、金額も含めて、もっと精査し、切るところはぱっきり切る、こういうことが必要だと思います。高過ぎる負担金は引き下げる要請をすべきであります。

昨年はこの一つ一つを紹介しましたが、あえて少し紹介だけは省きます。

次に、知多地方税滞納整理機構の負担金、今度の予算では30万円から50万円に引き上げられました。本来ですと平成31年度、令和元年度で終了の予定でしたが、知多地方の5市5町だけがさらに3年間、引き続き整理機構を残すことになりました。

これまで美浜町の職員、税収の徴収の職員、もう9年間続けてきたわけですから、そこで学んだスキルアップ、技能の習得は済んでいると思います。それを9人の方、もちろん部署が替わった方もいますけれども、それを展開して、これまでその事業がなかった町職員が独自で徴収していたときであっても、町民に寄り添って、大変な方には例えば分割納入などの相談に乗ってきたところでもあります。ぜひこの問題、町民目線で、心の通った温かい姿勢での徴収事務に努めていただきたいと思います。

次に、奥田駅前・美浜町運動公園整備事業について申し述べます。

昨年、春の町長選挙の際に掲げていた運動公園整備中止の公約は、町民の意思を覆す形で継続に切り替えました。一定の説明会はされましたけれども、多くの会場で、私も全部会場は参加できませんでしたが、多くの町民の皆さんから公約違反に対して鋭い指摘がされました。新たな決断をしたのに、そのことに対して町民全体の意向を確認することは避けております。さらに、議会の答弁では、12月に建設中止を取りやめる際に発言していた公園規模の見直しや維持管理費を軽減していくと言っておりましたが、何らその方向が示されておられません。むしろ、12月、1月に行われた町民説明会の中では、後半ではトーン一気に下がってしまい、町長自らが会場ごとでは質問への受け答えに、ニュアンスの違いがあったかもしれない、このように説明が変わっていったことを認めております。また、担当課長からは、現在の計画内容を容易に削減することは効果の縮減にもつながるため、慎重に検討する必要がある。ただし、無駄なものは省き、修正するところは修正しますとも発言しておりますが、私たちから指摘した5年ごとの更新費用、これについても施設維持のために必要な経費と捉えておりますと答えております。

私たち日本共産党議員団に寄せられている、また訪問して聞いた中で、町民の意見の多くが、町民の皆さんの利用率が果たして当局が説明しているようにあるのだろうか。維持管理費がまだ具体的に示されていない中で、将来の財政負担、町民の負担は大丈夫だろうか。運動公園整備事業では都市計画税が財源の中心であります。多くの皆さんから、この税金を今、誰が払っているのだと。そして、この事業で出来上がる陸上競技場をこの方々、都市計画税を負担している人たちが本当に利用することがあるのだろうか。利用しないとは言っていないけれども、利用するパーセントは、うんと少ないのでは。そして、どこの方々が使うのだろうか、こういう心配の声が寄せられてきました。

私は、この都市計画税の本来の趣旨である、実際に住んでいるところの住環境整備にこそ使っていただきたいというのが、私と言いましたけれども多くの町民の皆さんの声、本心ではないでしょうか。

もう1点。総合公園グランド拡大事業ですが、先ほど総務の委員会の報告の中に含まれておりましたけれども、土壌の課題が明らかになり、工事が中断して、当初、第2グランドの代替地として計画されていた野球場建設計画のめどは立っていません。しかし、事業だけは続けるということでもあります。

私たちはこの拡張事業にはもともと無駄遣いであると指摘して反対してきましたけども、たとえ事業を展開す

るにしても、現段階、令和元年度ではまだ購入してないわけですから、土壤に問題のある一角の土地を6,000万円ぐらいの予算が入っておったと思います、わざわざ購入せずに、全体計画で、例えば野球場を造るにしても面積が必要であれば、問題のないところに移動して考えるべきだ、このことを指摘したいと思います。

最後に、ごみ袋の有料化に係る課題、これは条例改正のところでは内容について指摘したので繰り返しません、有料化の方向は反対であることだけ表明します。

以上、幾つかの課題を指摘し、令和2年度一般会計予算に対して、日本共産党の反対討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありますか。13番 野田議員。

○13番（野田増男君）

チャレンジMIHAMAを代表しまして、議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

令和2年度予算編成に当たっては、例年のこととはいえ、限られた財源の中、その編成には大変苦勞されたことと思います。その中でも、新年度に向け、新たな気持ちで取り組もうとしている重点施策の一つである新学校建設基本構想の策定業務であります。本町においても想定を上回る少子高齢化が進んでおり、学校、保育所の再編が急務となっております。そのため、令和2年度において学校建設の基本設計を策定し、効率的な学校運営を行うことは大変有効だと評価できるものでございます。

また、平成29年度から継続事業である都市公園整備事業についてですが、運動公園については学園ゾーンの強化及び健康・にぎわいの拠点並びに防災機能を充実させるため、陸上競技場を中心とした公園整備を行い、これにより、施設の利用と、日本福祉大学が存続することにより、人口の維持と経済効果が見込まれます。

また、総合公園につきましては、美浜インター周辺のスポーツ交流拠点として用地買収と造成工事を行うため、美浜町の中央の拠点として機能することが期待されております。

新年度一般会計予算では総額75億4,000万円と、平成31年度に比べマイナス1.6%となっており、町税、地方交付税等については、前年までの決算、実績等に基づき勘案し、さらに基金全体の運用の見直しを行うため、町の貯金である財政調整基金からの繰入れが149万7,000円と、平成31年度に比べ99.6%の減となっており、健全な財政運営に努めていることがうかがえます。

実効性のある事業を取捨選択し、限られた予算の中、数々の課題に対しての予算がバランスよく確保されており、その意味でも適切な予算であると評価し、期待しております。

まず、福祉施策について、子育て支援の充実では、新たに子育て世代包括支援センターの開設や病児保育のサービス開始など、積極的に取り組まれております。子育て世代包括支援センターには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するため、ワンストップの拠点として保健センター内に設置され、また、病後児保育サービスについても保健センター内において病後児を受け入れ、町民の保育ニーズに対応できる見込みです。

また、ファミリー・サポート・センター事業、児童相談員を配置し、児童虐待等に対する事業、スマートフォンを利用した予防接種の日程等をお知らせする情報発信サービスなど、継続して計上されております。

さらに、子育て環境の充実と育児に対する負担軽減を図る放課後児童クラブについては、令和2年度から新たに指定管理事業として行うことにより、安定したサービス提供が可能になると思われます。

高齢者支援では、老人憩の家改修工事や敬老会、ダイヤモンド婚などの開催とともに、医療、介護、生活支援を行う地域包括ケアシステムの継続的な運用は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるものと評価して

おります。

産業政策では、町の主要産業である農業、水産業への活性化につながる次世代人材力投資事業などの農業振興事業やため池補強工事などを行うとともに、水産振興として上野間・河和港の長寿命化計画が新たに盛り込まれております。

次に、安全・安心の住環境整備施策では、新たな道路改良整備事業のほか、生活道路の維持管理、空き家等対策事業、上水道事業として、山鼻、稲道地区などで行われている配水管整備事業、また建築物耐震改修促進事業や緊急医療体制の確保等を図るための知多厚生病院運営費補助引き続き計上されております。

教育施策としては、小学校において、外国語活動指導員を増員し、全学年においてさらなる英語教育の充実を図り、また中学校の生徒による国際交流ホームステイ事業も引き続き行われることなど、次の地域の社会を支えることのできる人づくりを行っていく姿勢は評価できるものであります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック・ホストタウン事業や国際交流員受入れ事業なども積極的に行い、地域の活性化やインバウンド戦略に有効であると期待されております。

最後に、将来を見据えたまちづくりには何が必要かを熟考し、持続可能なまちづくりの推進に取り組まれることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。賛成討論。森川議員。

○3番（森川元晴君）

議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算に対しまして、希望の輪を代表いたしまして、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年の4月改選で、運動公園整備事業、陸上競技場建設中止を公約に上げた候補者、現在の齋藤町長ですが、民意より当選されたことは何を意味しているか、一言で言いますと、多くの町民が将来を見据えた美浜町に対して不安を感じている結果と捉えています。夢や理想を上げることは大切なことでもありますが、現実、多くの難題、課題は滞積する中で、元となる財源がないのも事実であります。社会保障、生活、将来への不安等を少しでも取り除くための事業、美浜の子供たちが将来に夢を持ち、健やかに安心して暮らせる、そんな美浜町にしなければならないと思うのは、多くの町民、ここ議場の皆様同様の願いであります。

新年度予算に関しまして、厳しい財政の下、各担当部署は第5次美浜町総合計画の基本理念に基づき、国・県等の財源を有効に活用し、実現に向け、粘り強く各事業に取り組んでいることは評価するものと考えます。

ただ、都市計画マスタープランで目指す都市構造は、住民の生命・財産の確保、住環境の整備、自然災害等の対策・対応につきまして、多くの喫緊の課題、事業を抱えています。苦言を言わせていただきますと、毎年、「検討しています」、「計画していきます」、「以前に説明しました」等の答弁で流れていきますが、ここ数年、物事が正式に決定して、財源確保も含め、町民が理解して計画どおりに進められた事業が何件ありましたか。計画が計画ではない、二転三転と変わる事業の進め方は、町民、住民が納得するものとは思えず、その場しのぎの対応と思え、苦渋・苦難な事業の進め方と感じています。ぜひ新年度を迎えるに当たり、多くの町民、地域が、安心だ、ありがとうと声をいただける、目に見える現場の対応、進展をお願いいたします。

また、莫大な予算を使う2つの公園整備事業に関しましては、我々希望の輪としては反対の立場で質疑・討論を行ってきましたが、運動公園に関しましては、コスト削減を条件に事業の継続を判断された齋藤町長には、民意に反しての苦渋の判断であり、また町民にとりましては事業の内容、町の財政状況等を正確に知らせる大切な期間、8か月間であったと考え、結果、賛否の落としどころとして継続と判断されたことに対し、我々も今後の

事業の進捗を町民目線で厳しく見守っていくと判断いたしました。

また、総合公園に関しましては、いまだに事業の目的が明確になっていないのに、ただ運動公園の土砂の搬出だけの土地の購入、造成工事が進められていることに対し、反対の立場は変わりません。早急に運動公園と同様に住民への説明、理解を求めることを切に要望いたします。

また、公園整備事業の推進のために、本来優先される福祉や教育分野、生活環境等の施策、事業に決してしわ寄せされることはあってはならないということも、あえて指摘をさせていただきます。

最後に、改めて、齋藤町長をはじめ執行部の皆さんには、財政厳しい中での予算編成は大変な御苦勞であったと察しがつきます。ぜひ新年度スタートに当たり、齋藤町長にはしっかりとしたリーダーシップでかじ取りをしていただき、職員一丸となり、町民の幸福に努めていただきたいと思います。また、我々議会も極力協力することも大切であると思い、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和2年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和2年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして、全議案いずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対し、まずもってお礼申し上げます。

さて、暦も間もなく春分を迎えます。春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となります。間もなく始まる新年度においても、よりよい年をつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすい町にしたいという思いを遂げられるよう、新たな気持ちで日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において御理解、御協力願うことも多々あるかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて令和2年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

[午前10時28分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月19日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 鈴 木 美代子

議員 野 田 増 男